

6月21日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	胡子勝弘
9番	登地靖徳	10番	浜西金満
11番	山本一也	12番	石下洋子
13番	大越保之	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	吉田 茂	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	三島 雅司
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	新田 登美男
総務課長	酒永 光志	財政課長	徳永 信幸
企画振興課長	空田 賢治	税務課長	竹田 茂徳

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	久保 和秀
議事調査係長	横手 乃文

議 事 日 程

日程第1 一般質問(2名)

日程第2 報告第6号 平成17年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する

- る報告について
- 日程第 3 報告第 7 号 平成 17 年度江田島市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
- 日程第 4 報告第 8 号 平成 17 年度江田島市水道事業会計予算の繰り越しに関する報告について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分の報告と承認について  
(江田島市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 2 号 専決処分の報告と承認について  
(江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 7 議案第 6 1 号 タカノス交流広場設置及び管理条例案について
- 日程第 8 議案第 6 2 号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 3 号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 6 4 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 6 5 号 江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 12 議案第 6 6 号 平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 13 議案第 6 7 号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 14 議案第 6 8 号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 6 9 号 江田島市消防屯所等使用料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 7 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 7 1 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第 18 議案第 7 2 号 平成 18 年度江田島市一般会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 19 議案第 7 3 号 平成 18 年度江田島市公共下水道事業(能美地区)会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 20 議案第 7 4 号 平成 18 年度江田島市水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 21 発議第 2 号 基地対策予算の増額等を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 22 発議第 3 号 地方の道路整備の促進に関する意見書(案)の提出について
- 追加日程第 1 議案第 7 5 号 平成 18 年度江田島市一般会計補正予算(第 2 号)

## 開議 午前10時00分

議長（田中達美君） ただいまの出席議員は26名でございます。  
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### 日程第1 一般質問

議長（田中達美君） 日程第1「一般質問」を行います。その前にお願いを申し上げます。

ただいま私が申し上げましたように、質問する側も答弁する側も、傍聴者の方がおられますので、わかりやすいように質問、答弁をしていただきたいと思います。

それでは、順次一般質問を行っていただきます。

12番、石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 12番議員、通告に従って次の質問をいたします。

沖美町の産業廃棄物管理型最終処分場について。

1. 沖美町の住民の半数以上が反対している理由は何でしょうか。

2. この施設の処理対象物は、有害物質を含まない廃プラスチック・金属くず・灰燼・汚泥・がれき類・鉍滓・産業廃棄物処理物であるということだが、次のように安全性に疑問を持ちますが、市長はどのように思われますか。

有害物質を含まないとありますが、それ自体から有害物質が溶け出す危険性があるばかりでなく、それ以外の有害物質も持ち込まれる危険性があります。特に廃プラスチック類に付着、あるいは含まれる環境ホルモンは、微量でも周囲の環境を汚染するおそれがあります。コンクリートや遮水シートを設置しても、長い間には汚染水が処分場外に流れ出す危険性があります。また、監視制度もありますが、県による立入検査の監督だけでは有害物質の搬入・埋立を阻止する機能を期待し得ないと思います。

次に、有害物質の混入を防ぐ方策であるマニフェスト制度、展開検査制度は第三者の監視等がない状態では実効性を疑問視せざるを得ません。

3. 住民が反対しているのに事業を進める理由をお聞かせください。

4. 産廃を埋め立ててでき上がった土地をだれが必要としているのですか。

次に、公立学校の選択制について。

学校選択制は、江田島市においても、一部採用されているようですが、次の点から選択制採用については、慎重に対処すべきだと思っておりますが、どのように考えておられますか。

1. 義務教育は公的に責任を持って憲法・教育基本法の理念に沿って行うもので、商品のように選択するものではない。

2. 教育は家庭を基盤に、地域社会で協働して営まれるもので、選択制はこれを無視するものである。

3. 選択制によって学校の格差が生じ、その格差は子どもの心を深く傷つけるだけ

でなく、「負け組」のラベルを貼られた子どもは、学習意欲を失い将来の希望も打ち砕かれ、進路を閉ざされる恐れもあります。

４．特定の地域を忌避する差別的越境入学が野放しになる。

次に、市の財政状況を住民に。

市は「財政基盤の確立」のため「応分の負担を」と、大幅な住民サービスの切り下げを実行しました。中でも学校の統廃合、出張所の廃止などにより、多くの市民は合併後の市政に失望し、市の将来に対する希望を失っています。市長は今、市民に対して、市の財政状況、今後の見通し、それに対する市の対応策、あるいは市民の暮らしを守るために、どのようなことをしているかなどを市民に示すべきだと思っておりますがどうでしょうか。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 答弁を許します。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） １２番の石下議員にお答えを申し上げます。

まず、産業廃棄物の管理型最終処分場についてでございます。

第１点目に掲げておられます反対理由につきましては、地元説明会で出された意見によりますと、処理水による魚介類等への悪影響や施設の安全性確保への懸念などが主なものと受けとめております。

第２点目の 搬入物の安全性についてでございますが、あくまでも国の法律に基づいて、施設整備が行われ、搬入物についても、基準値以内のものとされております。

次に、環境ホルモンの問題でございますが、認識されはじめたのは最近のことで、これまでに環境省を始め各省庁が調査研究し中間報告を発表、野生生物や人の健康への影響など次世代への影響を含めて、引き続き専門的に調査研究を進めていると認識をいたしております。

したがって、現時点においては、現行法である、「最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」による処理基準内の適用になるものと考えられます。

につきましても、現行法に基づき、広島県の指導のもとに最終処分場に係る技術上の基準を確保しない限り認可を受けることは考えられません。また、ご指摘の状況に関しましては、廃棄物の処理法の改正により、その構造基準は二重シート施工となっております。

廃棄物の監視体制につきましては、平成１８年４月１４日開催の第４回全員協議会の資料にありますように、旧沖美町との協定書では、国の定めた基準のほか、排水については年４回、魚介類につきましては年２回分析調査をして、行政に報告することになっております。また、行政は、随時、処理場に立入検査・調査できることとし、分析費用等は業者負担とされております。

第４点目につきましては、平成１７年１２月定例会でお答えをしましており、本計画の許認可は法律上、県知事の分掌事務であります。江田島市としての見解は差し控えたいと考えております。跡地利用に関しましては、協定書にありますように旧沖美町が策定の「第３次沖美町長期総合計画」に基づく是長ゾーン農住団地整備計画構想により、

産業廃棄物埋立完了後、土地基盤整備を行い、完了後25年間フラワーガーデン及び市民農園・福祉農園として、市が利用できることになっております。

2点目の公立学校の学校選択制につきましては、教育長の方からご説明申し上げます。次の市の財政状況を住民にというご質問でございます。

昨日、6番議員、あるいは17番議員、11番議員をはじめ、多くの議員さん方からご質問を賜って、ほぼ内容的にはご理解いただいたと思うんですが、市のビジョンについては、行政と住民がともに知恵を絞り、「協働」によるまちづくりを進める必要がございます。これには、住民の声に十分耳を傾け、情報公開と説明責任を果たしていくことにより、行政に対する市民の理解と協力が得られるものと思っております。

今回、ご質問のありました市民に対して財政状況などを情報提供すべきとのご意見でございますが、現在のところ、次のとおり行っております。

まず、財政状況の公表でございます。地方自治法や江田島市財政状況の公表に関する条例などに定められている財政状況の公表は、広報紙及びホームページに必要な応じ掲載をし、住民の方々に周知をしておるところでございます。

次に、市政における今後の見通し、それに対する対応策でございますが、本年6月に基本構想概要版を市内全世帯に配布をしております。さらに、総合計画の策定後には、ホームページなどで住民に周知をしていく予定でございます。また、市民からの声を聞く方法として、市政モニター制度を活用していただき、行政に反映させるように対応しております。

以上のことから、現状の情報提供などで対応できると認識をしておりますが、必要に応じて広報紙などを通じ、あるいは地域でのいろんな会合、機会をとらえながら、市民の皆さまとともに情報は交換をしていく、そういった思いであります。ご理解をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

議長（田中達美君） 正井教育長。

教育長（正井嘉明君） 学校選択制についてのお尋ねでございます。ご承知のように、教育委員会は、通常、あらかじめ各学校ごとに通学区域を指定して、これに基づいて就学すべき学校を指定しております。この通学区域制度につきましては、平成9年の1月に当時の文部省から弾力的な運用に努めるよう通知がなされ、これを受けて、各市町村教育委員会では、地理的な理由であるとか、身体的な理由、あるいはいじめの対応理由こういった場合のほか、児童生徒等の具体的な実情に即して、相当と認めるときは保護者の申立により、これを認めてきたところでございます。この就学校指定の変更に係る保護者の申立につきましては、今年3月に学校教育法施行規則が一部改正されまして、さらに適切に運用されるよう改善が図られているところでございます。

これに基づき、本市においても、地域の実情や保護者の意向等に即して、適切に対応しているところでございます。したがって、本市では現在「学校選択制」は導入しておりません。

今、各地の市町村で導入されております学校選択制につきましては、この度、文部科学省の方から「事例集」が出されております。それによりますと「学校選択制」は、

保護者が学校により深い関心を持つこと、あるいは保護者の意向・選択・評価などを通じて特色ある学校づくりが推進できることなどのメリットが指摘されておる反面、ご指摘のように、学校の序列化や、学校間格差が発生するおそれがあるのではないかと、あるいは学校と地域のつながりが希薄になるのではないかとといった心配がありますし、そういったデメリットの部分も指摘されておりますが、しかし、ご指摘の4番目に挙げられております特定の地域を忌避、嫌がって避ける差別的越境入学が野放しになるという事例は、全国を取り組みのどこにもございません。理解しがたいご指摘であると受けとめております。

いずれにしましても、いわゆる「学校選択制」の導入につきましては、地域の実情に即したメリット・デメリットを十分検討し、保護者の意向等に即して、適切に判断していくことが重要であるところのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） 石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 産業廃棄物のことですが、この産業廃棄物処理場が、住民は環境汚染とか生物に対する影響とかで反対しているわけです。私が指摘したような危険性に対して、市長はいろいろな手だてがあるから、法をクリアしているからそういう心配はないんだというふうに言っておられますが、有害物質が長い間には汚水シートが破れたり、例えば地震とか何かで壊れたりするいうふうな心配もありますし、搬入が必ずしも立入検査とかで阻止できるとは思いませんので、住民が言っているように、危険性はあると思うんですね。私はあると思うんですが、あるかもしれないと思うものであれば、この事業はやめるべきだと思うんです。この施設についての危険性・安全性を市は住民にきちっと説明する義務があると思うんです。それを今までしておられませんね。このことについて、住民は市に対して説明を求めていますので、きちっと説明をしていただきたいと思います。それについてどういうふうに思われるか。

議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

市民生活部長（玉井栄藏君） いろいろ環境面の面につきましてご質問いただいたわけでございますけども、まず危険性、このものについての可能性を幾つか尋ねられましたけれども、まず、浸水の関係につきましては、先ほど市長が答弁で申し上げましたように、二重の遮水シート、このものを上中下、保護マットを敷きまして保護するように今なっております。さらに、こうした遮水シートのそのものを保護するために、突起物を含まない保護土、こうしたものを50cm程度さらに敷き、その上に廃棄物を埋めていくというような遮水工の例が今までとられてきておりますので、浸出水こうしたものの水処理というものは、国の基準からして安全性が図られておるのではなかろうかというように考えております。

それから、もう1点、廃棄物、このものが事前な審査と、こうしたものをする中でまた、ここからが十分な確認ができずに有害なものを持ち込まれるのではなかろうかということも1点ご指摘ございましたけども、受け入れる廃棄物というものにつきましては、製造工程、こうしたものの中で排出をされておるものが、まず事前審査として立ち入りの検査がなされます。そして、事前審査が行われていない廃棄物については、受け

入れができないことになっております。

それから、受け入れ基準と合っているかどうかの確認でございますが、このものについては、委託契約書、こうしたものを締結をする中で、さらに搬入時に検査をし、事前に搬出されたサンプルと合っているかどうかの確認もされるようになっておりますので、こうしたものというものはこうした基準が守られれば、大きな問題は出てこないように認識もしております。

それから、先ほど住民への説明、このものはまだ十分になされていないのではなかろうかと、こういうご指摘でございますけども、このものにつきましては、確かに今まで事業者の方が二度ほど説明会を実施し、その結果につきましては、石下議員さんもお存じだろうと思っておりますけども、2回目におきましては、十分な説明会でないというように私らも理解をしております。この件につきましては、県の指導要綱に基づいた中で、県の方へさらなる住民への理解を求めていただくように、3回目、こうしたものの説明会を実施していただくように要望をしておるところでございます。これに答えていただきまして、県の方も近々、第3回目の説明会を開催し、住民の不審・疑問等、こうしたことに事業者の方が答えてくださるんだろうというように考えております。

以上でございます。

議長（田中達美君） 石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 有害物質を含まないというふうに、基準以外のものは入れないというふうに言われますけれども、ここに書いてある金属くずとか、廃プラスチック、灰燼とかいうそのものも非常に有害物質が入っているのはもう明らかなものだと思うんですね。それを危険性がない、大丈夫だと言われても、住民は危険性があると見ているわけです。先ほど、廃プラスチックの環境ホルモンのこと、まだ研究中だと言われましたけれども、実際にもういろいろ生物の遺伝子を侵すとか、そういう結果は数々出てますので、そういうおそれがあるものをまだわからないから今までどおりの基準でやるんだということは、将来、とても棄権なことが起こる可能性があるわけですから、事前にそれはやめるべきだと思うんです。

それから、100万立方メートルというふうな膨大な量のものを埋めるわけですから、長い間には50年、100年の間には、必ず漏れ出すということは考えられます。ですから、こういう危険なものを瀬戸内海の小さな島に持ってくるというのは、できれば避けるべきだというふうに思います。

それから、先ほどの事業を進める理由のところ、第3次総合計画があって、福祉農園とか、いろいろ造る予定でこの土地を造っているんだということですが、市民が非常に危険性があるからやめていただきたいというのに、そういう事業を進める必要はないんじゃないかと思えます。これに対してどういうふうに思われるでしょうか。

それから、観光農園とか、福祉農園とか造られるということですが、産廃の上に造った観光農園に観光に来る人はいないと思うんです。産廃の上に造った土地からガスが出るとか、そういう例も今までにあるわけですし、こういう産廃の上に施設を造って、何かをしようというふうな考えはもうやめた方がいいんじゃないかというふうに思います。このことに対して、どういうふうに思いますか。

議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

市民生活部長（玉井栄蔵君） 今、3点ほど大体大まかにご質問があったと思います。

まず、最初に、環境ホルモンの件があったと思いますけども、この環境ホルモンにつきましては、先ほど石下議員さん申されましたように、今現在、国の機関において、生態系への影響の可能性があるということで国際的な協力を得る中で、今現在、研究調査がなされておるところでございます。したがって、こうしたものの結果が、今現在出ていない中におきましては、今現在の基準で物事を進めるしか方法はないというように私は理解をしております。

それから、万が一のことを多分言われておられたんだろうと思いますが、万が一シートが破損したり、もしくは穴が空いたりして将来的にそうした汚水が漏れた場合のことを言われたんだろうと思いますが、シートが破損した場合におきましては、処分場の設置者が責任を持って対策を講じなければならないというのは当然のことだと思います。ただし、その対策におきましては、巨額な費用を要するというのもございますので、こうしたことから、現在、民間の保険会社によります環境汚染の賠償責任保険、こうした制度というのもつくられております。こうした心配もあることから、こうした事業が認可、例えばされるということになって、こうした心配があれば事業者に対して、こうした保険制度の適用等、緊急事態の対応についての十分な配慮をしていただくように、また県の方へもお願いは、この件についてはしていきたいと思っております。

それから、最後の1点でございますけども、どなたが必要とされておられるのかということでございますけども、どなたが必要とされておられるのかということにつきましては、私ちょっと今の今までのものをひもといってみてもなかなかはっきりとした答えはございませんが、一応、旧沖美町において、第3次長期総合計画、この中において、今のフラワーパークのこうした計画をしておったと。それから、事業者においては事業者として、産業廃棄物の処理場という計画をつくっておったと、そうしたものがたまたま当時の沖美町において、そうした話を持ってきた中で、そうした構想の中に合わせた中で協力をすれば事業者の方としてもいいんじゃないだろうかというようなことで、今現在こうした状況にあるというように考えております。ですから、このフラワーパークでもって、そうした今のあくまでフラワーパークという名称ですから、そこで今の菜園であるとか、今の果樹、そうしたものをつくれるかどうか、ここについては私は今の、まだ現在のところ承知はしておりません。

議長（田中達美君） 石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 先ほどの環境ホルモンのことですけれども、そういう危険性があるものを今も危険であるというふうに言われているのにつくる、そういうもののおそれのあるものをつくるということはやめようじゃないかというふうに言っているわけですが。それと、シートが破れた場合には保険があるとか、いろいろ言われましたけれども、破れて流れ出た場合に、それは取り返しがつかないんですね。保険が幾らあっても、修復しても壊れたのはもう二度と戻ってくるということはないわけですが。環境を汚染されたら、なかなかもとに戻すということはいえないと思うんですよね。そういうおそれ



があるものを造るべきではないというふうに言っているわけです。その土地を造って、どうしてもそれを造らなければ、その土地がなければ困るというわけではないと思うんです。そういう必要もない土地を造ることもないと思うんですね。ですから、こういう危険な環境を汚染するおそれがあるものはやめるべきだというふうに思います。市民の健康と安全を守る立場にある市としては、こういう危険性があるものは絶対に避けるべきだというふうに思います。それに対して市長はどういうふうに思われますでしょうか。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曽根 薫君） 12番議員がるるおっしゃいました。市民の安全・安心を基本にして市政をつかさどるということでございます。基本的には、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、その目的等も明記されております。したがって、行政、つまり県、それから市・町、その責務も明記されております。根本的には事業者の責任を結構厳しく法律では規定をされております。ここまでの私たちは、許認可者がいわゆる権限が県知事にある以上は、今おっしゃったやめるべきだと、それから、憶測で市民に害を及ぼすおそれがあるとかおっしゃいますが、そういうこと等も基準の中でクリアされながら、そしてそのおそれがあるとするならば、当然、事業者、あるいは行政としての責務は問われるわけですから、そういう面では、私は今ここですぐやめるとかいうふうなことは差し控えたいとそういうふうに先ほども申し上げておるところでございます。ご理解をいただきたい。

議長（田中達美君） 石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 今、憶測でというふうに言われましたけれども、環境ホルモンが非常に恐ろしいものであるというのは憶測ではありません。

それから、県とか市町村に責任があるとかいうふうに法律にあるそうですけれども、今の廃棄物処理場は、この市のものを処分するところではないんですね。他の場所から持ってくる廃棄物だというふうに理解しております。なぜ、江田島へよそのごみを持って来なきゃいけないのか、非常に環境汚染するおそれがあるのに、持って来てほしくないということは、当然なことだと思うんです。住民が反対しているのは当然のことだと思うんです。県が許認可の権限があるというふうに言われましたけれども、市長がここへつくってほしくないという意見書を出せば、県は認可はしないというふうに思います。ぜひ住民の健康を守るために、そういう意見書を出していただきたいというふうに思います。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曽根 薫君） 繰り返しになって申しわけありませんので、先ほど申し上げたとおりの答弁とさせていただきます。

議長（田中達美君） 暫時休憩いたします。

（休憩 10時37分）

（再開 10時39分）

議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を続けます。

石下議員。

12番（石下洋子君） 憶測に基づいていうふうに言われましたけれども、このお

それがあるというのは、だれが考えてもおそれはあると思うんですね。破れるおそれは。壊れるおそれもあると思うんです。実際、裁判で争って、破れるおそれがあるからというふうに勝訴しているところもあるわけです。ですから、何も憶測に基づいて言っているわけではありません。住民が反対しているということ、それから、住民の健康を守る責任がある市としては、こういう危険な施設をつくらないというふうに何としても言っていただきたいというふうに思います。答弁はいいです。

それから、次に、学校の選択制について、これは国が選択制を取り入れるというか、しようとしているんだそうです。それでこういう質問をしたんですが、現在、東京都では、これもう採用されていて、共通テストなんか、東京都はどんどんして、その成績によって入学者0の学校があるそうです。統廃合の問題も起きているということです。ですから、こういう選択制を採用すれば非常に子どもにとって問題のあることが起きてくるということです、選択制の採用は慎重にしていきたいというふうに思います。

それから、最後に、特定の地域を忌避する差別的越境入学というのは、かつてあったわけです。何十年か前にですね。せっかくいろんな人の努力で今はほとんどないそうですけれども、またそういう差別的な越境入学がまた起きてくるかもしれないということで、そういうことも起こるおそれがあるから、選択制というのはやめた方がいいというふうに思うわけです。

それから、財政の問題ですけれども、先ほど、るる広報紙で広報したり、基本計画は戸別に配布したというふうに言われましたけど、ホームページでもお知らせしているというふうに言われましたけれども、基本計画では、将来のことというのはさっぱりわからないというふうな声をよく聞きます。それから、ホームページを見る人もごくわずかの人で、まだまだ見られない人が随分おるわけです。ですから、住民説明会をして、きちっとわかりやすく住民に説明していただきたいというふうに思うんです。そうしないと住民が不安に思ってどうなるんだろうか、市はつぶれるんじゃないだろうかとか、いろいろな憶測がされているんで、何としても住民に説明会をしていただきたいというふうに思います、どうでしょうか。

議長（田中達美君） 正井教育長。

教育長（正井嘉明君） 学校の選択制につきましては、その導入に当たっては、先ほど申し上げましたように、メリット・デメリットがあるわけであり、保護者の意向等をお聞きして、今後も適切に対応していきたいとこのように考えております。

ただ、その理由づけの中で、先ほどの特定の地域を忌避した差別的な越境入学の問題は、もう既にこの問題は取り上げられたのは、ちょうど私が教師になったのは昭和40年8月11日には、同対審答申が出ているんです。その後に、大体、2年か3年後だったと思いますが、大阪市、あるいは松原市、大阪府を中心にこの越境問題が取り上げられた。既に40年が経過して、この問題については解決した問題で、今ここで大きく取り上げて、越境入学の問題を殊さらここで取り上げて、通学区域の問題と絡めて論議するのはいかがなものかと、このように考えておりますので、このところについては、理解しがたいとこのように考えております。

以上です。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 基本計画についての地域説明会の開催については、既存の各種団体等での協議会等、例えば、ふるさとづくり協議会などで、現状等を話しており、一定の説明責任は果たしていると認識しておりますので、ご理解ください。

議長（田中達美君） 12番、石下洋子議員。

12番（石下洋子君） 市長はやはり説明責任があると思うんですね。住民が今、非常に財政とか、将来のことについて心配しているわけです。いろいろサービスも切り下げられて、本当に何でこういうことになっているんだろうかというのは、もうみんなが思っていることなんですね。それに対して、やはり市長としては、やはり説明をする責任があるのではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

議長（田中達美君） 曾根市長。

市長（曾根 薫君） 私は基本的には、やはり何と言っても地域住民と一体となってやらなきゃならんという理念を持っていますから。先ほど答弁申し上げましたように、いろんな方法で周知させていただくと、私が時と場合によっては、会合の中で、あいさつの中で申し上げることもございましょう、やはり地域のリーダーの集い等もありますので、そういったところを通じて説明をしたり、先ほどの繰り返しになるんですが、ホームページとか、広報紙とか、いろんな方法でやりたい、やっておったということでございますので、12番さんも、そういう地域住民の危惧するご意見がありましたら、私の率直なこの議会で申し上げた、財政事情等も賢明なる議員でございますので、頭の中に入れておられるということをご認識しておりますから、機会をとらえて、議員の方からこの議会のあり方、ご説明いただければ、これも一つの方法だろうと私はこう願うものでございます。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 以上で、12番 石下議員の一般質問を終わります。

続いて、3番 前田鎮夫議員。

3番（前田鎮夫君） 皆さんおはようございます。私、最後のとりの質問ということでございまして、紅白歌合戦でしたら非常に名誉なことなんですが、これこんなに遅くなってご質問していいのかなという気がいたしております。どうかよろしく願いいたします。

昨日から先陣の皆さん方のご質問に対しまして、市長の方からいろいろご答弁をいただいておりますが、これでおおむね私の本旨とする質問につきましては、何かお答えがされておるんじゃないかという感じもいたしております。ただ、本日、指定管理者制度の先日お配りいただきましたのを、導入・運用ということも示されておるようでございますので、これにつきましては、私の質問の内容は、ほとんどこの中で説明されておるというように思っております。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

市の行政改革もまさに今、進行中でございます。市民の間でも、ぼちぼちこの行財政改革につきましては、理解をされまして、評価もされつつあるように私は感じておりますが、まだまだ支出費用の算定が甘いとか、職員のやる気がちょっと足らんのじゃないとか、民間の目から見て、まだかなり無駄がありますよとか、それより何より行政活

力が何となく失速感が強いというような、これ、かなり井戸端会議的な内容でございますが、いろいろ聞いております。しかし、これ道半ばでございますので、今から行政改革は推進されるものと期待をいたしております。

私、本日のこの行財政改革に沿いまして、経費節減やら、制度改革のためにも本年度予算を見ましても、事務・業務委託というのがかなり件数がありますし、予算額もかなりになっております。私、この業務委託は、どんどん増えていくということに対しまして、若干異議を持っております。新規の委託も中にはあるようでございますが、それならば今まで在職した職員というのは、どのように配置されたんだろうかということをお心配です。また、かつて嘱託職員を、またパートで再雇用されたり、そういうものでカバーをしてみたり、あるいは委託業務にしているというものもあるようで、実際に経費節減や、制度改革のための目的が、必ずしも目的どおりになっていないんじゃないかと、そういうものもあるんじゃないかというような現場の実態の概要につきまして、委託業務、それから事務の実情、それから委託費の決定方法等についてお尋ねをいたします。

2点目といたしまして、地域でよくあることでございますが、小さい里道と言いますか、公道ですね、それから、側溝とか、その他の海岸のことなんかもあるんですが、小さい補修がいろいろ地域にはあります。管理責任は当然市とか、県にあるんだろうと思うんですが、市長はよく口にされるように、自分たちのできることは自分たちでやりなさいと、それは努力も必要であるということももう十分理解しております。しかし、実際にこれをやるということになりますと、専門的な技能もいります。また、地域の受益者が高齢者で何にもできんという方も随分おられます。その小さい補修でございますが、予算がないとして取り上げてもらえない例というのが、私が聞いた範囲ではかなりあります。しかし地域の人にとりましては、わずか小さい仕事、あるいは補修というのが結構切実な日常生活にかかわることが多いんです。それで不便でもあるし、危険なこともあるということもありますので、何か方法はないかというように考えましたら、以前、これ江田島町に限定されたことかどうかもわかりませんが、応急対策班というのがありまして、その人らが市の方から来ていただいて、地域の本当小さい工事、あるいは補修をやっていただいたり、いろいろ指導していただいたということも、そういうセクションがあったわけでございますので、これから地域の労力言いますか、ボランティアさんの労力もお借りしまして、できればそういう力を利用して官民の共同作業としてできる方法というのはないんだろうかというように思っております。その方が実際にはかなり費用も安く上がるんじゃないかと思うんです。何もかんも集めて、業者さんの方へお願いするよりは、地域のそういう労力もお借りしてやっていただいた方が、早く安く上がるんじゃないかという感じがいたします。市長さんにはぜひ検討していただきたいと願っております。よろしく願いいたします。

質問を終わります。

議長（田中達美君） 答弁を許します。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 3番の前田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、委託業務については、お詳しい方ですからあれですけども、地方自治法の第1

67条の2第1項第1号の規定、また江田島市契約規則により適格に執行しているところでございます。平成18年度における委託業務について、総件数は692件で、委託料の総額は11億6,598万円となっております。内訳としましては、業務委託が378件で、委託料9億6,163万余円、保守点検委託が314件で委託料が2億434万余円です。内容につきましては、必要があれば総務部長をして答弁をさせます。

それから、2点目の小規模補修工事についてでございます。市道や農道などの要望については、修繕費や里道など改修工事補助金により維持修繕を行っておりますけれども、予算の制約などから十分にお応えできていないのが現状でございます。

議員ご提案の地域の力を借りた官民共同事業について、おっしゃるとおり、以前、単独町のときに、地域改修班というのを、これは平成の13年度ぐらいだったと思うんですが、設置をして、地域と職員が協働して工事を行っていたことがあります。相称して「すぐやる課」だというふうに最初はつくったような記憶がございますが、なかなか需要が多いのと、比較をして人件費等で随分と無理があるなということで、これをやめた経緯がございます。

また、広島県の道路里親制度（マイロードシステム）では数多くの登録団体がありますが、江田島市においても活動団体がございます。さらに近年では、地域自ら行う道普請や、道路・河川の維持・清掃など、これに自治体が支援をする制度も見受けられるようになりました。

しかしながら、こうした地域との協働事業、住民参加による手法は住民意識の高揚や自治会活動の活性化などが不可欠でありまして、道路・河川などの維持管理についても、こうした状況を見るとともに、地域住民の意見をお聞きしながら、効率的な整備手法の検討をこれから行ってまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 補足説明をさせていただきます。

現在、市が実施しております委託業務でございますが、委託先は業務の内容によって異なります。すなわち免許が必要なもの、それから、許可を受けておるもの、そういういろいろな制約がありますので、一般的には、指名願いを市の方へ出していただいております業者の中からチョイスして指名を行うという方法でございます。

それから、選考基準でございますが、これはケース・バイ・ケース、その会社の能力等、今言いましたように免許等の関係もありますので、そういうものでケース・バイ・ケースで対応しております。

指名方法につきましては、ご承知のように指名競争入札と随意契約があります。

それから、委託料の決定方法でございますが、見積もりを徴集するもの、それから、職員が自ら積算をしてはじき出すもの、それから、コンベンション方式、いわゆるコンペと言われるもの、それから、プロポーザル方式というものの中からその事業内容にマッチしたものを採用しております。それは、市の決済規程によって適正・適格に実施しておるといふような経緯でございます。いずれにいたしましても、最小の経費で最大の効果を上げるということを主眼に、鋭意努力をしておるところでございます。

以上で終わります。

議長（田中達美君） 前田議員。

3番（前田鎮夫君） 私、業務委託を市長さん、制度は別に悪いとは思ってないです。非常にいいことだと思っています。ただ、効率的な行政執行という面からは、確かにそういう面でそういう選択をされるんだという思いはしております。ただ、最近、国とか県とかがよくおっしゃいます、民間委託やれば何か行財政改革の目玉のようなことをおっしゃる報道もよく聞きますが、しかし、実態と地方行政の環境というのは、かなり大きな差があるんじゃないかという感じがしまして、別に業務委託をやらなくてもいいんじゃないかという面もあるんじゃないかという感じがするんですよ。行革の経済効果というのを、要するに第一の手段として優先させてみますと、当然、行政公務としてやらにゃならん、そのように皆さんも、市民の人も受け止めておるにもかかわらず、民間委託してどんどん民間の方が入ってこられますと、当面この不安を感じるんじゃないかというものもあると思うんですよ。業務委託制度も余り進みますと、冗談ですが、裏を返せば、現在の公務員やら職員じゃ非常時で役に立たんけん、まあ人件費が業務費になっただけだからええじゃないかということもあるかもわかりませんが、そうじゃなしに、もっと効率的な外注をしたらということになるわけで、それだったら職員の中でわしに任せてくれというぐらいのやる気のある、気概のある職員とか、あるいは嘱託職員を育ててもらった方が、本当、少し長い目で見るようになるかもわかりませんが、その方がいいんじゃないかという感じがします。これは企業的な要素を持っておるものは別としまして、業務委託にするよりはいいんじゃないかなという、私はそのように感じております。

よく企業でも、やっぱり人材でかなり企業の浮き沈みがあると言われるものでございますので、ぜひそういう職員教育というものをやっていただいて、ぜひわしに、こんなもん委託なんか出さんでもいいと、わしにやらせてくれというような気概のあるそういう職員を育てていただきたいというように思います。

今、特に市長さんもよう言われますが、ニートとか、フリーターとかいうような人が、この江田島市内にかなりおるだろうと、先般のデータでは、平均的に200人も300人もおるんじゃないかというような話をちょっと聞きましたけど、そういう方も本来は、転職をしようと思って仕事がないわけです。そうなりますと、江田島の職員採用と言いますが、そういう事業所としては、私やっぱりこの島の中では一番最大の職場であると思うんです。その意味で、余り実益ばかり、あるいは経費ばかりを第一優先されるよりは、そういう方たちを何かでこういうつなぎ止めるというようなことも、ちょっと考えていただいたらいいんじゃないかと思いますが、そんなこんな影響も考えまして、現在、慎重にやっておられるとは思いますが、やっぱり島の特性とか、立地・環境ももっと配慮していただいて、精査してもらって、業務委託をしていただきたいと思いますが、市長さんいかがでしょうか。

議長（田中達美君） 津山助役。

助役（津山直登君） 何回も仰せですので、答弁をさせていただきますけども、今、前田議員のご指摘の中に、幾つかのご示唆があったということ、我々としても理解をし

ております。一つは、今、職員も合併によりまして、一方で職員が過剰状態であると、将来的には削減していこうという中で、職員がおりながら業務委託を出しているということで、行政コストとしてはかかっているんじゃないかというようなご指摘がございました。これにつきましては、我々も一部そういうふうな点も踏まえておりまして、今般、これまで委託を出しておいた業務につきまして、職員が自らやるようなことも一部実は取り入れております。ただ、一方で、もう一つのご指摘がございました。いわゆる役所というのが、島の最大の雇用の場であるという面もございまして、例えば職員採用につきましても、本来でございますと、職員採用というのは差し控えるべきところがあるわけでございますけれども、そういう中であっても、やはり一つは職員構成の円滑な職員構成と言いますか、適正な職員構成を保つための採用という面もありますけれども、やはり市としての職員採用はないということにおける、経済的な影響といったような面も考慮して、毎年度3人から4人程度の採用はさせていただきたいということで、今現在、行革のプランの中でも取り入れておりますし、一方、また、いわゆる嘱託員とか、臨時職員というものの島における雇用の場という位置づけというものもあるというふうに理解をしております、これにつきましても、以前も答弁したことがあると思うんですけれども、なかなかこういう形のところを一遍に廃止をすとか、採用をやめるといったようなことはなかなか困難な状況にあるだろうというふうに思っています。ですから、その辺のバランスを取りながら考えていきたいというふうに思っております。

それともう一つは、委託そのもののあり方の問題として、先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、指定管理者制度の問題等もございまして、指定管理者制度の議論をする上におきましては、もう一度、単純に委託ではなくて、この際、そういうことも含めて、やはりこれは直営でやるべきではないかと、本来の公共施設の意義を保つためには直営とすべきではないかというようなものも出てまいります。そういう意味で、こういう指定管理者制度の導入をめぐる、改めて委託すべきものかどうかというものを再検証するというのも今考えておりまして、そういう中で本来の委託のあるべき姿に徐々に近づけてまいりたいというふうに考えているところです。

議長（田中達美君） 前田議員。

3番（前田鎮夫君） これ冗談半分になるかもわかりませんが、委託をどんどん拡張していきますと、国政事務で言いますと、国防とか、あるいは外交とか、それから、治安とか、これをのければ全部、財団法人とか、あるいは社団法人にすれば、全部そこへいける仕事なんじゃないかという話もあるわけです。そうなりますと、江田島市において、どんどん外注しますとね、全部委託してしまおうたら、市長さんと助役さんだけおりゃええんじゃないかというようなことになったんじゃないかと思うので、これ冗談ですが、拡張もやはり業務委託というのも、やっぱり優秀な職員がおられるわけですが、できるだけその優秀な職員の方に仕事していただいて、外注というのは言葉悪いですが、委託というのは、やはりよほど考えられてほどほどにさせていただいたらという感じがいたしております。これで私の方の委託につきましては、答弁結構でございますが、もう1点、先ほどの地域の補修工事のことでございますが、地域補修工事で、何か聞くとこるによりますと、地域でやる場合には原材料費だけは何とか市の方でみれるという制度

があるというふう聞いておるんですが、これは大きな工事というわけにはいきませんが、これについて上限はございますか。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） 原材料費ということで、支所の予算の範囲内で消耗品として舗装補修なんかの材料を揃えて、それについては職員が自ら出張っていったりということも、地域の声を聞きながらやっているということもございます。限度額については把握していませんけども、可能な範囲で支所に対応していただいていると認識しております。

議長（田中達美君） これで3番 前田議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたしました。

11時20分まで休憩いたします。

（休憩 11時10分）

（再開 11時23分）

議長（田中達美君） 休憩を解いて会議を続けます。

## 日程第2 報告第6号

議長（田中達美君） 日程第2「報告第6号 平成17年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 報告第6号でございます。平成17年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について、地方自治法第213条の規定により繰越明許費に関し、別紙繰越計算書のとおりとなったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、田口総務部長して説明申し上げます。

総務部長（田口宜久君） 2ページをお願いいたします。

平成17年度予算のうち繰越明許とするものは事業数で11件です。金額は232,352千円で、うち繰越明許額は230,407千円でございます。財源内訳はそこにあります表のとおりでございます。

主なものとして、港湾費と住宅費でございます。理由として港湾費ですが、対象としている地区、江田島小用港（フキゴシ地区）それが一つ、2番目に能美町中田港（中町地区）と、3番目に大柿町鹿川港（大原港）でございます。いずれの地区においても、工法等の検討や、関係者との協議に時間を要したことによるものでございます。

次に、住宅費は美能住宅B棟の建設が国の補助金から交付金に制度改正がなされました。それに伴う交付決定が遅れたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（田中達美君） 以上で報告第6号「平成17年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」を終わります。



### 日程第3 報告第7号

議長（田中達美君） 日程第3「報告第7号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 報告第7号「平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関し、別紙繰越計算書のとおりとなったので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） 4ページをお開きください。繰越計算書でございます。

内容は江田島地区公共下水道整備事業と大柿地区特定環境保全公共下水道整備事業2地区でございます。繰越金額合計60,420千円に対して繰越計算額が48,810千円でございます。理由としましては、工事の地元調整、迂回路の確保、また、工法検討、工法変更により所定の工期が延びたことによるものであります。

以上でございます。

議長（田中達美君） 以上で、「報告第7号 平成17年度江田島市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について」を終わります。

### 日程第4 報告第8号

議長（田中達美君） 日程第4「報告第8号 平成17年度江田島市水道事業会計予算の繰り越しに関する報告について」を議題といたします。

市長から報告を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 報告第8号でございます。「平成17年度江田島市水道事業会計予算の繰り越しに関する報告について」でございますが、地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書きの規定による予算の繰り越しに関し、別紙繰越計算書のとおり予算を繰り越した旨の報告があったので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものであります。内容につきましては、中下企業局長から説明申し上げます。

議長（田中達美君） 中下企業局長。

企業局長（中下清和君） 水道事業会計予算の下水道工事の工事費の繰り越しに関する報告でございまして、平成17年度の建設改良費の工事費及び受託工事費の予算を6ページと7ページの繰越計算書のとおり繰り越ししましたので報告するものでござい

ます。

6 ページをお願いします。建設改良費の繰越額でございます。中ほどの翌年度繰越額でございますが12,000千円、これは右端説明欄に記載しておりますが、下水道工事と並行して行うために、それに合わせて工事をしなくてはいけないものでこれを繰り越すものでございます。市の公共下水整備事業の工期延長に伴うものでございます。

7 ページをお願いします。7 ページの給水装置工事費の繰越額でございます。真ん中の翌年度繰越額、これが3,500千円です。理由といたしましては、先ほどの建設改良費の工事の理由と同じでございます、下水道工事と並行して消火栓設置工事を行うためでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） 以上で報告第8号「平成17年度江田島市水道事業会計予算の繰り越しに関する報告についてを終わります。

#### 日程第5 承認第1号

議長（田中達美君） 日程第5「承認第1号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

お諮りいたします。

この条例案の説明員として、竹田税務課長を議場に入場させたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、竹田税務課長を入場させることにいたしました。

〔竹田税務課長入場〕

議長（田中達美君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 承認第1号でございます。専決処分の報告と承認についてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

1つと2つ目、そこに書いてあるとおりでございますが、内容につきましては玉井市民生活部長をはじめ、関係課長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

市民生活部長（玉井栄藏君） それでは専決処分させていただきました「承認第1号 江田島市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

9 ページの方をお願いいたしたいと存じます。

まず、専決処分書でございます。

所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が平成18年

3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要がありますので、平成18年3月31日付で市長名をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたものでございます。

専決処分をさせていただきましたこのたびの税条例の一部を改正する条例につきましては、税源移譲に伴います関係からの一部改正が主なものでございます。議案書で申しまして10ページから37ページまで、非常に多くございます。そうした関係から、38ページ以降に添付をさせていただいております説明資料、こちらの改正要旨でもって、直接関係の深いもの、この部分を主に説明の方をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

38ページの方の改正要旨をお願いいたします。

最初に市民税の関係の改正でございます。議案書で言えば10ページになりますけれども、第24条の第2項中、控除加算額、このものの改正でございます。生活扶助基準額及び生活保護基準額の引き下げに伴います均等割の非課税限度額、このものが見直しをされました。こうした関係により、加算額176千円から168千円に改正をさせていただいたというものでございます。

同じく10ページになりますけれども、第34条の2、これは所得税控除の関係でございますけれども、地震保険料控除の創設に伴う改正で、損害保険料控除額を地震保険料控除額に改めさせていただいたものでございます。控除限度額を25千円としたものでございます。経過措置といたしまして、平成18年度までに締結をした長期損害保険に係る保険料については、従前のとおり損害保険料控除を適用できるというものでございます。

同じく10ページで、第34条の3、所得割の税率でございますが、第1項に定めます個人住民税の所得割の税率を比例税率とするものでございまして、現行の課税所得に応じまして3%、8%、10%の3段階のものを一律6%に一本化するという改正でございます。また、山林所得につきまして5分の5の乗課税を廃止をするというものでございます。

それから、34条の4の関係で、法人税割の税率でございます。このものにつきましては、比例税率が適用されたことに伴う改正でございまして、変動所得、臨時所得の平均課税の廃止、これは旧条文で申しますと、34条の4このものの削除でございまして、条項の繰り上げを行ったものでございます。

同じく10ページの方になりますけれども、第34条の6、調整控除の関係でございます。税源移譲に伴います税率の改正による所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するための減額措置の定めでございます。内容といたしましては、人的控除額の差の合計額の5%「市民税3%、県民税2%」を個人住民税所得割額から減額するというものでございます。

議案書で言いますと11ページになりますけれども、第34条の8でございます、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除についてでございますが、ここの項目については2点ほどございます。1点目は、市・県が還付すべき金額について、所得割・均等割額、市民税・県民税間での充当を可能とする規定が創設をされました。このために充当規定

を整備をさせていただいたものでございます。

2点目につきましては、税源移譲に伴う控除率の変更でございまして、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除率「3分の2」を「5分の3」に改正をしたものでございます。

議案書で言いますと12ページに当たりますけども、36条の2、それから、第53条の4につきましては、前条第34条の2、34条の3、こちらの方で説明を先ほどさせていただいた理由によります条文の整理でございますので、割愛をさせていただきます。

それから、議案書で言いますと、13ページに当たります。附則第5条、所得割の非課税の範囲、このものを定めたものでございます。第1項といたしましては、生活扶助基準額及び生活保護基準額の引き下げに伴う所得割の非課税限度額、いわゆる加算額このものが見直されました。こうしたことにより、所得割の非課税の限度額を「350千円」から「320千円」に改正をしたものでございます。

附則の第7条、それから、附則の第7条の2につきましては、新法附則改正に伴います条文の整理・削除でございます。

それから、議案書で言いますと14ページに当たります。附則の第7条の3、個人の市民税の住宅借入金等特別税額の控除でございます。このものにつきましては、住民税の減額制度の創設によります条文の整理でして、内容といたしましては、申請に基づき翌年度住民税を減額をするというものでございます。

附則の第8条から附則の第20条の2、改正要旨で言いますと41ページまでにつきましては、税源移譲に伴います県と市の配分割合を改定整理をさせていただいたものでございます。税率の割合、改定の内容につきましては、以下、説明欄へ表記させていただいておりますので、省略の方をさせていただきたいと思っております。ご覧になっていただければと思います。

改正要旨の41ページになりますけども、附則のちょうど真ん中あたりになります。附則第21条、議案書で言いますと29ページの中でございます。個人の市民税の負担軽減に係る特例でございしますが、これは定率減税、最高税率の特例の廃止に伴う条文を削除したものでございます。

次に固定資産税の方の改正でございしますが、議案書で言いますと15ページの方に載せております。附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてうたったものでございます。内容といたしまして、昭和57年1月1日以前の既存住宅を耐震改修した場合の固定資産税の税額措置が創設され、事項等を整理させていただいたものでございます。

主な内容につきましては、減額対象床面積、1戸当たり120平米までの2分の1を減額をするというものでございまして、減額期間、それから減額を受けるための手続等については以下、記載のとおりでございます。

附則第11条から13条までにつきましては、特例といたしまして、税負担の調整が延長されたことに伴う整理でございますので、内容等は以下、記載のとおりで説明の方は省略をさせていただきたいと思っております。

42ページの附則第13条の3、中ほどになります。議案書で言えば20ページの内容にありますけども、価格が著しく下落した土地に対して課する平成15年度から平成17年度までの固定資産税の特例についてでございますが、著しい地価下落に対しては、臨時的な税負担の据置措置が廃止されたことに伴い、削除をさせていただいております。

次に、たばこ税の改正でございます。議案書には12ページの方へ載っております。第95条、たばこ税の税率でございますが、今回の改正は税率の改定に伴うものでして、「千本につき2,743円」だったものを「千本につき3,064円」に改正をさせていただいております。たばこ税の税率の特例の内容といたしましては、平成18年7月1日の実施として、議案書でいう20ページの方へ記載をさせていただいておりますけれども、附則の第16条の2第1項及び第2項にありますように、旧3級品以外のたばこ、いわゆる普通たばこでございますが、このものを「千本につき2,977円」から「千本につき3,298円」に、それから43ページにありますように第2項として旧3級品たばこ、このものを「千本につき1,412円」から「千本につき1,564円」に、それぞれ改正するというものでございます。

附則といたしまして、今回の江田島市税条例の一部改正条例に係る施行期日、それから、適用関係等につきましては、44ページ、それから、45ページこちらの方へ一覧として記載させていただいております。

簡単でございますが、以上で「承認第1号 専決処分の報告と承認について」の江田島市税条例の一部を改正する条例に係る説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 38ページの第34条の3の所得割の税率であります。それが来年度から一律6%になるということでございます。そうしますと、ここに書いてあるように、おおむね3兆円の税源移譲に伴う税率の改正となっておりますけれども、これは低所得者に対しての増税だと思っておりますよ。税源移譲じゃないと思うんですが。この点をお伺いたします。

それから、この改正によりまして、どれぐらい市民税がだいたいいいですから増えると思いませんか。

議長（田中達美君） 竹田税務課長。

税務課長（竹田茂徳君） 国全体ではおおむね3兆円の税源移譲ということですが、本市で言いますと税率、比例税率化により6%の一本化となりまして、おおむね3億4千万円ほど増収見込みでございます。低所得者については、ちょっと待ってください。

今回の税法改正の総務省の解説によりまして、個人住民税の税率を10%の比例税率化した理由はいかがという問いに対しまして、所得税については、所得再配分機能が適

切に発揮されるよう、より累進的な税率構造を構築することとし、個人住民税所得割については、応益性や、偏在度の縮小の観点から、税率をフラット化することを基本として実施されてきたところでございます。

今般、税源移譲の規模は3兆円とされたことを踏まえ、所得割の税率が10%としたところですが、この10%ほど税率化により税源の偏在度の縮小、すなわち5%部分からの税収が過ぎる割合が高い、比較的一人当たり税収の低い地域、市町村は5%から10%に税率が引き上げられる影響が大きく働く一方、13%から10%に引き下げられる影響が小さいことから移譲による税収の増加率は高くなる、逆に高額所得者の割合が多い地域、東京都などについては、13%から10%に引き下げられる影響が大きくなることで、移譲による税収の増加率が低くなることを通じて、税源の偏在度が縮小する形で税源移譲がされることとなります。

また、これまでの所得、累進的な税負担から一律に所得に比例した税負担となることから、これまで以上に受益と負担の関係が明確になる個人住民税の性格にふさわしい改革になるものと考えておりますと総務省の方では言っております。

以上です。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

前田議員。

3番（前田鎮夫君） おっしゃるとおりで、と言うのが、皆さんがおっしゃいますのに、このたび、課税された皆さんが、えらい市民税が高くなったという声があるんですよ。と言いますのが、なるほど説明を受けますと一律6%ですか、過去5%県民税含めてじゃろうと思いますが、一律10%に一本化された。低所得者の人については、全くかなり上がった感じがするんじゃないかと思うんです。法改正の中で1点お聞きしたいのは、これ改正でですね、市の条例で、全国一律の条例になるんかどうかわかりませんが、市の条例で、そういう選択はできるような税源幅があったのかどうか。もう全部、これは全国一律ですよとおっしゃるのか、そこらをひとつお聞かせ願いたいことと。

もう1点、高くなったというのはですね、その分だけ所得税が下がってきますよということでしょう。このたびで言いますと、そこらもですね、ある程度、説明してあげませんかね、本当、皆さん、えらい市民税上がったのという声が強いですよ。その点いかがでしょうか。

議長（田中達美君） 竹田税務課長。

税務課長（竹田茂徳君） 今回の改正で全国一律か、選択制があるのかということですが、これは地方税法及び所得税法の改正によるもので、全国一律で選択制はないものでございます。このたびの納税通知書を本年度発送したのに伴い、えらく住民税が高くなったのではないかというご指摘につきましては、昨年もやはり専決処分の承認いただきました老年者控除の廃止、いわゆる所得税で50万円の控除、住民税で48万円の控除とか年金の所得割を算出する方法が改正されましたので、特に老年者にとっては大幅な増税の結果となっております。

以上です。

議長（田中達美君） 山本議員。

11番(山本一也君) 3億4千万円増収という説明があったわけですが、年金所得者向けにこれだけアップしてきたら、滞納額がすごく増えてくるような状況になるけども、この取り立て方法も今まで通りやるのかどうか。

議長(田中達美君) 竹田税務課長。

税務課長(竹田茂徳君) 昨日、市長の市政報告でもありましたように、4月1日から3カ月間の期間で、県の徴収専門員の配置がありまして、現在、いろんな方法、財産調査等とか、給与調査等を行って、ありとあらゆる手段を通じて差し押さえなどを行っております。この方が7月から帰られたあとも引き続き税務課の収納推進室の4名のうち2名を高額滞納者・悪質滞納者専属班としてこれに当たらせて、極力取れるものは取ってくるという形で、さらには担当業務の担当課とプロジェクトチームを編成しまして、44名となりますけども、毎月定期的に夜間・日夜問わず臨戸徴収してまいりたいと考えております。

議長(田中達美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「承認第1号 専決処分の報告と承認について(江田島市税条例の一部を改正する条例)」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「承認第1号 専決処分の報告と承認について」は原案のとおり承認することに決定いたしました。

13時まで休憩いたします。

なお、休憩後は上田副議長により議事の進行を交代いたしますので、よろしく願いいたします。

(休憩 11時57分)

(再開 13時00分)

[議長退席により副議長着席]

副議長(上田 正君) 休憩を解いて会議を再開します。

日程第6 承認第2号

副議長（上田 正君） 引き続き、日程第 6「承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「承認第 2 号 専決処分の報告と承認について」でございます。

これは江田島市の国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、別紙のとおり 3 月 31 日に専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、吉田福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

副議長（上田 正君） 吉田福祉保健部長。

福祉保健部長（吉田 茂君） 47 ページをお開きください。

専決処分書です。地方税法施行令等の一部を改正する政令及び租税条例の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成 18 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成 18 年 3 月 31 日で専決処分されたものです。

54 ページをお開きください。

参考資料でご説明申し上げます。

まず、2 条の 3 項ですが、介護納付金に要する費用に充てるため賦課しています介護納付金の限度額の見直しが行われたもので、限度額は 8 万円から 9 万円に引き上げられたものです。これに伴い、第 14 条の国民健康保険税の減額の規定についても、限度額を 9 万円とするものです。

55 ページをお願いします。

附則第 5 項から第 8 項までは国民健康保険税の減額の特例についての規定です。所得税法の改正によりまして、公的年金等控除が廃止されたことに伴う激変緩和措置として平成 18 年度、19 年度の 2 年間経過措置を講じるものです。

5 項は軽減措置を算定する際に、18 年度に限り 28 万円を控除するという規定です。

6 項については、同じく 19 年度に限り 22 万円を控除するものです。

次のページをお願いします。

7 項、8 項は国保税算定における所得割額算定における特例についての規定です。

18、19 年度に限り、それぞれ 13 万円、7 万円の控除をするものです。

59 ページをお願いします。

17 項及び 60 ページの 18 項につきましては、条約適用利子等が特別徴収できなくなり、個人の申請義務が生じたため条例の整備を行うものです。



その他のアンダーライン部分は、改正に伴う字句の整理でございます。

53ページにお戻りください。

附則として、施行期日、この条例は平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第6項及び8項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。適用区分としまして、改正後の江田島市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるというものです。

以上で説明を終わります。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

これによって、「承認第2号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

#### 日程第7 議案第61号

副議長（上田 正君） 日程第7「議案第61号 タカノス交流広場設置及び管理条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第61号 タカノス交流広場設置及び管理条例案」でございます。

県営中山間地域総合整備事業における都市農村交流施設を広島県から譲り受け、市が管理することに伴いまして、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、出口産業部長をして説明申し上げます。

よろしく申し上げます。

副議長（上田 正君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） ただいま議題となりました「タカノス交流広場設置及び管理条例案について」ご説明をいたします。

62ページになりますが、このタカノス広場は平成17年度に広島県が江田島市江田島町切串地内に面積4,500平方メートル、総事業費65,465千円で管理棟、四阿などを整備いたしましたので、このたび、当江田島市に譲与されることになり、この施設の適正な管理・運営を行うため、条例を制定する必要がありますので、この条例案を提案した次第でございます。

内容についてご説明いたします。

設置の第1条でございますが、都市住民と江田島市住民の交流及び憩いと休養の拠点施設としてタカノス交流広場を設置するものでございます。

名称及び位置、第2条でございますが、名称はタカノス交流広場、位置は江田島市江田島町切串四丁目12564番地2外でございます。これには4筆の地番が該当いたします。

使用料の第3条でございますが、使用料は徴収しません。

遵守事項第4条、使用する者の遵守事項で、(1)施設を損傷し、又は汚損しないことから(5)までの事項を遵守しなければならないこととなっております。

行為の制限第5条、交流広場の区域内におきまして、行商、募金、興行等をする者は市長の許可が必要となります。

損害賠償第6条、使用者が施設などを損傷あるいは滅失した場合は、使用者はその損害を賠償しなければならないこととなっております。

委任第7条、施設の管理に必要な事項は、ほかに市長が定めることとしております。

附則として、この条例の施行期日は公布の日から施行することといたします。

次に、施設の概要を説明いたしますので、次の63-1ページの図面をご覧ください。

右上に位置図を掲載しておりますが、この施設は切串中学校から大須方面に向かい約1.3キロの地点にございます。

中ほどの平面図の方をご覧くださいと存じますが、黒色の細長い部分が道路で、幅員が4メートル、面積が335.8平方メートル、延長は約327メートルで、アスファルト舗装をしております。この道路の中ほどの薄い灰色の部分が砂利舗装でございまして、面積が2,500平方メートル、一部芝生があり、その中に四阿が1棟ございます。その右の濃い灰色の部分が芝生で面積が1,700平方メートル、管理棟1棟、これは67.32平方メートルでございますが、それに四阿も1棟ございます。そのほか、施設内には防犯街灯4基のほか、転落防止柵を設置しております。なお、左の白い部分、小さい字で山と書いてありますが、これは民間の土地でございます。下の方に施設の現況の写真を表示しております。この施設はイベント等に使用する予定でございます。

以上で、「議案第61号 タカノス交流広場設置及び管理条例について」の提案理由と、その内容についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） これは江田島町時代にやることが決まったんですが、当初、オートキャンプ場、これもできるようになっただけですね。ほかからの交流ができるということで。今回、この設置条例ではできないということになっておりますが、これはどうしてできなくなったのかお伺いいたします。

それから、貝掘りのための駐車場じゃろう思うんですよねこれは。イベント会場、この辺はどういうようなことをやるのかお伺いします。

副議長（上田 正君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 施設の変更については、ちょっとあとお答えさせていただきます。

イベントと言いますと、農業祭、農業感謝祭そういったようなものを予定しております。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

胡子議員。

4番（胡子雅信君） すみません、ちょっとこれ教えてもらいたいので、施設に関してなんですけども、この施設、芝生とかいろいろメンテが必要なものがあると思うんですが、年間この維持管理費いうんでしょうか、大体どれくらいコストかかるものなのか教えてもらいたいんですが。

副議長（上田 正君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 現在、予定しておりますのは、上水道、あるいは電気料を合わせますと約12万円ぐらいではなからうかと思えます。それに草取り、あるいは掃除がありますが、それは当面、職員の方で行いたいと思っております。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

太刀掛議員。

19番（太刀掛隼則君） 県の方から移管されたのは建物だけですか。土地は江田島市が購入しとるのか、お伺いいたします。

副議長（上田 正君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 江田島市の所有でございます。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第61号 タカノス交流広場設置及び管理条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第61号 タカノス交流広場設置及び管理条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第8 議案第62号

副議長(上田 正君) 日程第8「議案第62号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 議案第62号でございます。「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案」でございますが、市立保育園の運営及び統合に関する事項を調査審議する江田島市保育園運営検討委員会を設置することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、吉田福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしく願いたします。

副議長(上田 正君) 吉田福祉保健部長。

福祉保健部長(吉田 茂君) 65ページをお開きください。

市長の附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正をするものです。

別表中、学校統合検討委員会の項の次に、保育園運営検討委員会を加え、委員会の目的は市長の諮問に応じ、市立保育園の運営及び統合に関する事項の調査審議です。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、参考資料として、67ページに規則案を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

第1条で目的を規定し、第3条で委員の構成を規定しています。

以上で簡単ですが、説明を終わります。

副議長(上田 正君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

越野議員。

1番(越野哲也君) 委員の選任に当たっては、きのうより適任者を選出していただきたいというふうに要望いたしますので、よろしく願いたします。

副議長(上田 正君) 答弁はいいですか。

1 番（越野哲也君） 答弁はいりません。  
副議長（上田 正君） ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終了します。  
これから、討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。  
石下議員。

12 番（石下洋子君） この条例は、保育園の統合を目的としてつくられるもの  
と思います。それで、保育園の統合はすべきでないというふうに思いますので、この検討  
委員会設置には反対いたしたいと思います。

副議長（上田 正君） ただいま反対討論が出ました、賛成の討論はありませんか。  
太刀掛議員。

19 番（太刀掛隼則君） 行財政改革、小学校・中学校なども統廃合検討委員会を  
設けております。保育施設においても、同じく検討委員会を設けて検討していただき  
たいと思います。よって、本案に賛成いたします。

以上、終わります。  
副議長（上田 正君） ほかに討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたしました。  
これより、「議案第 62 号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条  
例案について」を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
（起立多数）

起立多数であります。  
よって、「議案第 62 号 市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第 9 議案第 63 号

副議長（上田 正君） 日程第 9「議案第 63 号 江田島市職員の勤務時間、休暇  
等に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。  
曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第 63 号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例案」でございます。

国家公務員の勤務時間等に関して必要な事項を定めている人事院規則の一部が改正さ  
れたことに伴いまして、本市においても、職員の勤務時間の適正な管理に努める観点か

ら、これに準じて関係条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

副議長（上田 正君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 改正の内容は国家公務員に準じてのものでありますが、考え方として、勤務時間管理の適正な実施が求められている中で、休憩時間と休息時間が合体した形の昼休みの現在の時間について、適切な対応をしようとするものでございます。

70ページの参考資料をお開きください。新旧対照表でございます。

第6条 休憩時間でございます。第1項は現行45分の休憩時間を60分に改正するものでございます。

第2項の新設は、公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する職員を想定したもので、具体的には保育園・図書館・幼稚園と消防本部の隔日勤務者が該当いたします。

第3項の改正は字句の改正でございます。

第7条 休息時間は休憩時間の廃止に伴う条文の削除でございます。

70 - 1ページでございます。資料として、以上説明したことを図式化したものでございます。なお、この改正に伴い、1日の勤務時間は8時間で変わりませんが、従来の就業時間が15分延長され、17時30分となるものでございます。

69ページに戻ってください。

附則といたしまして、第1項 施行期日、第2項 経過措置を記述しております。また、可決をいただきましたら、7月号の市広報紙で周知したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 70ページの6条の2項、ここに「職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは」とありますが、この重大な影響、その具体的な例を挙げてお伺いいたします。

副議長（上田 正君） 酒永総務課長。

総務課長（酒永光志君） ただいまご質問のありました6条第2項の「職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは」ということでございます。5点ほどあります。1点は、小学校就学始期に達するまでの子がある職員が、当該子を養育する場合、2点目は小学校に就学している子がある職員が、当該子を送迎するためその住居以外の場所に赴く場合、3点目、要介護者を介護する職員が、要介護者を介護する場合、4点目ですが、交通機関を利用して通勤した場合に、出勤に要する時間と退庁に要する時間を合計した時間、交通機関を利用する場合に限るわけでございますが、これが休憩時間を短

縮することにより、30分以上短縮されると認められるとき、最後でございますが、5点目として、妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が当該女子職員の母体又は胎児の健康保持に影響があると認められた場合、以上の5点が想定されることになっております。

副議長（上田 正君） ほかに質疑ありませんか。

下河内議員。

18番（下河内 泰君） ちょっと確認させてください。

現行条例で、第7条の休息時間が実は改正案では削除となるんですが、この現行条例の第7条の以下に8条、9条あると思うんですがね、これが実は改正案では7条が削除されて、以下略となっているんですが、8条、9条が繰り上げになるんじゃないかと思うんですが、この点はどうなりますかね。

副議長（上田 正君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） これは法制執務上のテクニックの問題でございまして、削るといふ部分と、削除といふ部分がございます。削除というのは条文の形は残る部分でございまして、削るといふのだったら、今ご指摘のように条文がなくなるといふこととでございますので、これはこれで正しいというふうに理解してください。

副議長（上田 正君） 石下議員。

12番（石下洋子君） この改正について、職員との話し合いはできているんでしょうか。

副議長（上田 正君） 酒永総務課長。

総務課長（酒永光志君） 職員との話し合いができていないかということでございますが、これは先般、職員組合との協議によりまして、同意は得ております。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

前田議員。

3番（前田鎮夫君） 1つだけ、7条の1ですが、これですね、現行で15時から15時15分まで休息時間ありますね。これがなくなって、17時30分までになりますね。これは15分延びることですか、勤務時間が。

副議長（上田 正君） 酒永総務課長。

総務課長（酒永光志君） 基本的にはそうです。休憩時間をご承知のように、労働基準法で定められております。休憩時間につきましては、これは冒頭にありました国家公務員に準じて昼の12時から12時15分まで、それと15時から15時15分まで条例によって定めておるわけでございますが、今回、この休憩時間が、いわゆる一般の会社関係では、この休憩時間がとられていないというところですね、そこらあたりを公務員も襟を正すという意味で、休憩時間が廃止となったものでございます。それで12時から12時15分までの休憩時間につきましては、休憩時間15分、休憩時間を含めるということで休憩時間1時間、休憩時間につきましては、15分部分については、17時30分まで15分延長してやるということでございます。休憩時間につきましては、これは、いわゆる有給という社会のルールでございまして、その休憩時間については、休憩時間に入る分については延

びるということです。ちょっと言い方がまずかったかも知れませんが、そのようです。

副議長（上田 正君） 助役。

助役（津山直登君） 大きく言いますと、休息時間は勤務時間内の考え方でございます。休憩時間は勤務時間外という考え方でございますので、基本的には勤務時間の変更はないということになります。

以上です。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより、「議案第63号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第63号 江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第10 議案第64号

副議長（上田 正君） 日程第10「議案第64号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

市長（曾根 薫君） 「議案第64号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」でございます。

平成19年4月1日から江田島小学校、津久茂小学校、宮ノ原小学校及び小用小学校を統合して江田島小学校とすること、並びに鹿川小学校及び沖小学校を統合して鹿川小学校とすることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があると認めますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、市教委の三島教育部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

副議長（上田 正君） 三島教育部長。

教育部長（三島雅司君） 73ページをお願いいたします。



新旧対照表でご説明いたします。

学校設置条例の別表第1は小学校の名称及び位置を定めたものです。この表中から、アンダーラインを引いております小用小学校、津久茂小学校、宮ノ原小学校及び沖小学校の項を削るものです。

1ページ前に返って72ページをお開きください。

附則といたしまして、この条例は平成19年4月1日から施行するものです。

なお、廃校となります学校の通学区域につきましては、通学区域に関する規則を改正し、それぞれ統合先の区域に加えるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石下議員。

12番（石下洋子君） この学校統合する理由についてお伺いしたいんですが、その中で検討委員会の答申について疑問に思っていますので、お伺いしたいと思います。

この検討委員会に出された資料で、特に学習効率についての見解は、偏見に満ちたものであること、また、この誤った見解のもとに行われたアンケート調査、住民の調査は住民の意見を正しく反映したものとは言えないというふうに思っております。このような誤った資料に基づいて検討された答申は受け入れられない。学習効率についての見解の問題点のところを申し上げますと、学習効果について書かれてある内容すべて何の根拠もない、偏見に満ちたものであると思います。特に、ともすればいろいろな面で過保護になったり、指導・助言が行き過ぎて、教師依存が強まる傾向があるというところですが、この点は教師の力量の問題で、学級の規模の問題ではないというふうに思いますが、どうでしょうか。

それから、多様な経験ができにくく、積極性等についても克服すべき課題があるというふうにあります。多様な経験ができないかできるかというのは、学級の規模の問題ではないのではないかと思います。

それから、積極性については、研究者の調査によると、積極性に欠けるという結果は出ていません。積極的な児童が多いとか、児童の発言回数が多い、意見を積極的に述べる児童が多いというふうに反対の調査結果が出ております。

それから、少人数学級では、クラス替えもなく、限られた人間関係、交流関係の中では馴れ合いになり、友達との集団内での練りあい、磨きあいが十分にできず、よい意味での競争心や社会性が育ちにくいというふうにあります。この文章全体が少人数学級を誹謗中傷したものであり、偏見に満ちているものであると思います。何を根拠にこういうことを言われるのかわかりません。競争心がいかにも教育にとって重要なものであるかのように言っとられますが、競争心は教育とは無縁のもので、競争的な学習で学習効果は上がらないという結果も出ております。アメリカでは、現在、ブッシュ政権の教育改革で州ごとの一斉テストで学力目標の達成状況を図り、成績の悪い学校は教員を入れかえる、生徒に転校の権利と交通費を与える、それでも成績が上がらなければ学校

を民営化するというふうなことが行われているそうですが、そういうやり方では、学習目標を達成できず、皮肉なことに、そういう競争的な学習ではなく、子どもの人間としての全面的な発達を目標として掲げ、自主教材を工夫したり、教員同士の協力を重視する学校が良い成績を上げているということです。つまり、競争的な学習では学力を上げることにはできないということです。

それから、次に、社会性が育ちにくいというふうに書いてありますが、何を根拠にそういうふうなことを言われるのでしょうか。人数が多ければ社会性が育つのでしょうか。

それから、江田島の小規模の学校の子どもが社会性が育たないという比較した研究とかデータとかあるのでしょうか。

それから、小規模の学校がいかにも子どもにとって不利益であるかのように書かれていますが、教育的には、学級規模が小さくなるに従って、学習の到達度、情緒の安定、教師の満足度においても、小規模の学校ほど高くなるということが国内外の教育学者の調査で明らかになっています。今、世界各国では小規模学級・学校、100人以下の学校を目指しています。EUは加盟各国に義務教育は1クラス12人以下のように勧告しています。確かに小規模学校は経済効率の問題はありますが、日本より経済力が低い国でも子どもの教育にはお金を出しております。日本はGNP世界第3の国ですが、学校規模では世界平均を大きく下回っています。地域にとって学校は大事な存在であること、小規模学級の方が学習効果が高いことなどから考えて、統合は考え直すべきものと思います。

以上のことでぜひお答えください。

副議長（上田 正君） 正井教育長。

教育長（正井嘉明君） 膨大な質問がございまして、どれからどういうふうに答えていいんか戸惑いもありますが、要約をしてお答えをして、もし回答漏れがございましたら、そこにまた焦点づけてお答えをできればということでお許し願いたいと思います。

まず、小規模校の良さを無視して統合を進めるのはいかがなものかということが全体を貫いていた質問ではなかったかと思います。

まず、全市的な視野で見れば、本市の小・中学校19校、現在ありますが、これは全県的に見ても、すべて小規模校でございます。計画通り統合は進められたとしても、同様に小規模校であることは変わりありません。したがって、ご指摘の小規模校の良さは、今後も生かした教育実践ができるこのように考えております。本市の場合、すべて小規模校ではありますが、その中で、特に子どもの数が少ない少人数校、いわゆる小学校で言えば、複式学級を余儀なくされているという小学校について統合対象校として絞り込みをして現在に至っているところでございます。

少人数校、あるいは複式校の短所につきましては、先ほどいろいろと長所の部分のご指摘ありましたけれども、少人数、あるいは複式の短所については、だれもが考えを同じ考えを持っていると、いわゆる全国各地の僻地小規模校の実践等を見ましても、具体的な実践の裏打ちをされた見解でございまして、決してご指摘のような間違った、いわゆる答申の中で盛り込まれているご意見ではないと、このように受け止めて答申を尊重

して具体的に学校統合を進めさせていただいているわけです。

また、統合計画につきましては、財政的な面を強調されましたけれども、実は学習の効率のみで、あるいは財政的な面だけで、この統合を進めさせていただいているのではなくて、今後の児童生徒数の推移であるとか、施設の整備状況であるとか、地理的条件、こういったものも加えて、総合的に検討して結論を導き出したものでございまして、決して短絡的に、先ほどご指摘のありました学習の効率のみで議論をされたわけでもございませんし、あるいは財政的な面だけでこの結論を導き出したものでもございません。

少人数校、あるいは複式学級のデメリットは、だれしものが共通して意見を持っておられるのは、一定の集団を前提とした教育活動ができない。子どもは集団とか、あるいは環境の影響を受けながら成長する、いわゆる集団の教育力というものが必要であり、そこに注目すべきであろうと思います。統合というのは、いわゆる出会いとかふれあいの場、機会が拡充する、あるいは中学生であれば部活動などの教育機会も多様化し、自分の新しい能力を発見できる場にもつながるのではないかと考えておりますので、ご理解なり合わせてご協力の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

副議長（上田 正君） 石下議員。

12番（石下洋子君） 先ほど言い忘れたんですが、阪神大震災が被災者の6割に当たる182千人の人が最寄りの公立学校に避難して、職員が避難生活を支えたそうでございます。それから、現在、小学生の98.4%と中学校の92.4%が市区町村立の学校に通っていて、地区の公立小学校は子どもたちの大切な居場所であって、学校体験というのは、地域住民の唯一の共通体験でございます。そういうことから考えてみますと、地域にとっては、学校というのは非常に重要な場所であって、簡単にのけていいものではないと思うんです。

それと、先ほど教育長は、総合的に考えたと言われますけれども、結局は学習効率、子どもの成長にかかわる教育の問題と、それから、経済的な財政の問題に絞られると思うんです。施設の問題も結局はお金がかかることですから、本当に基本的に考えることといたら、やっぱり学習効率と財政の問題だと思うんです。その場合に、財政の問題は、やはり次世代を育てることですから、ある程度のお金もやむを得ないというふうに思って、結局、本当に子どものためということになると、やはり学習効率の問題だと思うんです。学習効率は小さい学校ほど効率が上がるということは、もう世界が認めていることですし、学者の研究調査でも出ているわけですから、そのことを思ったら、学校を廃校にする理由はないんじゃないかと、学校は地域にとって重要な場所でありまして、子どもにとっても小さい学校は不利益ではないわけですから、廃校にするというのは考え直すべきではないかというふうに思います。

副議長（上田 正君） 正井教育長。

教育長（正井嘉明君） 今、学習効率について、アメリカの研究データをもとにいろいろとご指摘がありましたけれども、いわゆる少人数指導であれば、学習効率が上がると、こういうご意見でございますが、本当にそうなんか、いわゆる現在、江田島市の学校長・校長会等で研究会を、あるいは研究をして、その中でも出てきておりますの

は、決して小規模校・少人数校だから力がついているという事例はございません。課題もたくさんあります。小規模校で、あるいは少人数校であるがゆえに、しっかりした力がついてない、そういう事例も多々ございます。あるいは先ほど申し上げましたように、少人数校、あるいは小規模校の弱点については、全国の僻地小規模校の具体的な教師の実践を通して、その裏づけできっちりと裏づけられた資料がございます。アメリカでどちらの方のいつの結果のデータかわかりませんが、あるいは10年前か、あるいは20年前のデータを出してもらってですね、現在の教育的な課題に照らし合わせて論議するということは、正に論議の飛躍ではないのかと、このように考えております。したがって、学習効率につきましても、今の多々のどういうんか問題点があるということとは具体的な学校現場の課題でもございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

副議長（上田 正君） 石下議員。

12番（石下洋子君） 学習効率のことで申しますと、日本教育学会が2004年9月に調査したもので、少人数校が少人数だから、例えば積極性に欠けるとかというようなことはないという結果が、データに出ております。それから、最近の経済協力開発機構OECDの学力調査でフィンランドが1位なんですね。そのフィンランド

副議長（上田 正君） 石下議員さん、もう3回目なので、一番聞きたいところを答弁なさるように聞いた方がいいと思っておりますので。

12番（石下洋子君） 今、学習効率のことを言われましたので、学習効率のことで、フィンランドが1位になったのはなぜかということが出ておりましたので、共通テストなどの強制的な学習をやめて、小規模学級にして、教師の自主性を尊重し、一人一人に丁寧に教え、生徒が教え合うなどの方法を取り入れてやった結果が世界一になったということです。だから、小規模校にしたということで、世界一になっている。

それから、先ほど、江田島で小規模校が必ずしも学力がついてないというふうに言われましたけれども、それはデータに基づいたものではないというふうに思います。きちんとしたデータを出してもらって言っていたかかないと、それはちょっと困るんです。

結局、少人数、アメリカの学者がグラス・スミス曲線というのを発表しているんですが、パーセントで人数が横として、人数が少ないほど学力がついている、こういうふうな曲線なんです、グラス・スミス曲線と言って有名なグラフだそうですが、これも一人が一番効率が良くて、人数が多くなるほど学習効率は下がっているという曲線なんです。こういうふうに少人数学級の方が明らかに学習効率は上がるというデータは世界中で認められていることですので。

副議長（上田 正君） 正井教育長。

教育長（正井嘉明君） 繰り返すようですけども、今の曲線ですか、まさにいつのデータで、また外国のデータで教育論議をしていただいても、我々、教育行政事務局としましては、教育行政を進めていくためには、日々子どもたちの現在置かれている江田島市の子どもたちの息づかいなり、教師の息づかいを感じながら、実際どういう状況にあるかということの粒さに把握しながら、それに基づいて具体的な行政施策を講じておるところでございます。

既に、教育部長と学校教育課長、2班に分かれまして、既に19校すべて学校訪問を

終えて、学校長とあるいは授業参観をして子どもたちの様子を把握してきたとでございます。一例を申し上げますと、ある小学校では、1学年に1人しかいません。1人の子どもと1人の教師が授業をしている状況を見たときに、子どもたちの将来、自分の同級生、あるいは同級生はいない、そういう状況で6年間学習を続けさせていいものかどうか、こういった事例もございます。これは具体的に江田島市が抱えている課題でございます。この課題解決のために、皆様のご協力とご理解、確かに学校が地域からなくなることは決して手を挙げて賛成ではないけれども、子どもたちの将来、まさに教育は一步先の未来への準備であるこのように言われています。将来を見通したときに、将来、江田島市を担ってくれるであろう子どもたちに、よりよい教育条件、教育環境を整えてやるということは、ぜひとも進めさせていただきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

副議長（上田 正君） 答弁、質問が3度目ということで決まっておりますので、大体、それで了解してもらいたいと思っております。そうせんと、行ったり来たりで、どうも内容を見るとですね、かみ合わんようなんで、やっぱりここらあたりでちょっと了承してもらいたいと思っております。

ほかに質問ありませんか。

山本議員。

11番（山本一也君） 非常に申しわけありませんが、私は今のやりとりを聞いておりまして、非常に外れた答弁や質問と思っております。本来なら、教育というのは、人間育成であって、当然、大人数の中で人間育成をしていくのが、私は当たり前であろうと。そして、学習効率の件についたら、この中で少人数学級でやっていくのが一番望ましい。このような形の方が私は望ましいと思っております。そここのところ教育長はもう少し、教育基本法の中の人間育成というものの大切さをやっぱり強調していただきたい、このように思っておりますので、よろしく。

副議長（上田 正君） 答弁いりませんか。

11番（山本一也君） いりません。

ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番 石下議員。

12番（石下洋子君） 学校統合反対の討論をさせていただきます。

阪神大震災のおり、被災者の6割に当たる182千人が最寄りの公立学校に避難し、教職員が避難生活を支え、心のよりどころとなりました。現在、小学校の98.4%、中学生の92.4%が市区町村立の学校に通って、その地域の小・中学校は子どもたちの大切な居場所となっております。それから、学校体験は地域住民の現在の社会では唯一の共通体験です。今回、江田島市の4つの小規模の小学校を廃校にするということですが、学校がなくなれば、前述のような機能がなくなるということです。避難場所とか、

子どもの居場所、共通経験とそういうことがなくなるということです。この機能は私たちの社会にとって、とても大事なものではないでしょうか。

次に、学校統合について考えるとき、最も基本的なことは、子どもの学習効率の問題と、財政の問題であると思います。学習効果について申しますと、学級規模が小さくなるに従って、学習の到達度・情緒の安定・教師の満足度が高くなるという結果が国内外の研究者の調査によって明らかにされています。グラス・スミス曲線というふうな有名な曲線も出ております。今、世界の趨勢は、小規模学級、小規模学校、100人以下の学校をめざすべきとしています。EUは加盟各国に義務教育は1学級12人以下するように勧告しています。

次に、財政の問題ですが、小規模校が大規模校と比較すれば一人当たりの費用が多くなることは当然のことです。小規模学校の多い江田島市には財政負担が多いと思います。しかし、そもそも教育は次世代を育成するためのもので、経済効果で図るものではありません。日本はG N P世界第2位の国ですが、先進30か国が加盟している経済協力開発機構O E C Dの調査によると、日本の学級規模は世界平均を大きく下回っています。参加国の平均は小学校21.8人、中学校23.7人ですが、日本は小学校28.8人、中学校34.3人です。日本より経済力が低い国でも、子どもの学習効率を高めるために費用はかかっても、小規模学級にしているということです。O E C Dが行った学力調査で、世界一はフィンランドですが、フィンランドは共通テストなどの競争的な学習をやめて小規模学級にし、教師の自主性を尊重し、一人一人丁寧に教え、生徒が教え合うなどの方法を取り入れて世界一の学力を獲得したということです。

以上申しましたように、学校は地域にとってもなくてはならない大事な場所ですし、学習効果の面では、小規模学校の方がよいということが明らかなので、費用はかかっても学校統合はすべきではない、もう一度考え直すべきであると思いますので、この条例には反対を表明します。

副議長（上田 正君） ただいま原案に対する反対討論がありました。賛成討論ありませんか。

7番 山根議員。

7番（山根啓志君） 私はこの案に賛成いたします。

先ほどから学習効率のことを重点的に言われてましたが、学校の教育の基本は、知・徳・体育この3つが基本であります。小規模の学校ではこの3つの基本方針を守ることができないと思います。この小規模学校と小規模学級をどうもさっきから聞くと、同じレベルで言いよるんじゃないかと思っているんですが、もう一つは、学校は地域のものじゃなしに、やっぱり子どものものだと思いますので、この案に賛成します。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終結いたします。

これより、「議案第64号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立多数 )

起立多数であります。

よって、「議案第 6 4 号 江田島市立学校設置条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 5 号

副議長(上田 正君) 日程第 1 1「議案第 6 5 号 江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曾根 薫君) 「議案第 6 5 号 江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

公の施設の管理について、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、当該施設について、指定管理者が管理を行うことのできる施設とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

副議長(上田 正君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) 7 5 ページでございます。

「江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例」でございます。これは俗に言う等条例でございます。第 1 条から第 8 条からなっております。

第 1 条は「江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例の一部改正」、第 2 条は「江田島市シルバーワークプラザ設置及び管理条例の一部改正」、第 3 条は「江田島市山村振興等農林漁業施設設置及び管理条例の一部改正」、第 4 条は「江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部改正」、第 5 条は「江田島市やすらぎ交流農園設置及び管理条例の一部改正」、第 6 条は「江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部改正」、第 7 条は「江田島市地域産物展示販売施設設置及び管理条例の一部改正」、第 8 条は「江田島市ふるさと交流館設置及び管理条例の一部改正」で、先ほど言いましたように 8 条からなっております。

具体的な施設の名称でございます。第 1 条のグループホームは能美町鹿川にありますやすらぎ、これ施設数は 1 でございます。

シルバーワークプラザは江田島町中央のシルバーワークプラザ施設 1。

山村振興等施設は、沖美町是長のサンビーチおきみ、施設 1 でございます。

水産交流施設は江田島町切串シーサイドハウス、それから、能美町是長の入鹿海岸施設ほか、これは 3 つでございます。大柿町大君の長浜海浜施設、施設 1 です。

第 5 条のやすらぎ交流農園は沖美町是長のラウベ農園の施設 1。

それから、第6条の水産振興施設は江田島町小用の巻揚施設ほか、市内各町の104施設でございます、計が105でございます。

それから、第7条の地域産物展示販売施設は江田島町江南の海辺の新鮮市場、施設が1。

それから、ふるさと交流館は江田島町中央のふるさと交流館でして合計116施設でございます。

これらの施設について、現在、規定しております施設の管理について、指定管理者が管理を行うことができる施設とするための条文改正でございます。

参考資料としてお配りしております資料2の方をご覧いただきたいと思います。

第1ページでございます。はじめにということで、指定管理者制度の導入・運用について、基本的な考え方を記述しております。

以下、各ページについての説明は省略させていただき、要点のみはしよって説明をさせていただきます。

4ページでございます。中ほどにあります指定期間でございます。2種類あります。原則5年以内と原則3年以内というものでございます。これを1つ覚えといてください。

それから、8ページでございます。議会の議決が必要でありますということを書いております。

15ページでございます。スケジュール表を図示しております。

左側をご覧いただきたいと思います。3月議会では、指定手続条例の制定を江田島市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例案を、議案第15号として可決をいただいたところでございます。本6月議会では、下の方にありますように、各施設の設置条例の改正をお願いしているもので、議案第65号では、1つに指定管理者による管理、2つ目に指定管理者が行う業務、3つ目に指定管理者が行う管理の基準等の改正が主な内容でございます。

中程にあります指定管理者制度導入、そこに116施設というふうに書いてあります。それが先ほど言いましたように、いろいろな施設をトータルしたら116ありますという説明をさせてもらったものでございます。

その中で、指定管理者の導入が116施設で、非公募によるものが116あります。それが本議案の部分でございます。

また、21ページをお願いいたします。現在、本市における公の施設の設置及び管理状況について、一覧表にしたものでございます。

議案書に戻ってください。

85ページから198ページまで、参考資料としてそれぞれ関係条例の改正部分を新旧対照表で示しております。

75ページから84ページまでは関係する、今言いました8つの条例の改正条文を提示しているところでございます。

申しわけないですが、84ページに戻ってください。

附則といたしまして、この条例は平成18年9月1日から施行するというものでございます。



以上で説明を終わります。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3 番 前田議員。

3 番（前田鎮夫君） ちょっとお尋ねしますが、これ資料 2 の方の説明もしてほしいんですが。今の議案の中でこの資料 2 の説明を。

まず、指定管理者制度の導入の中に、例えば、途中で、わしはもうこれはできんようになったというような放置責任というのが書かれた部分がないように思うんですが、例えば、損害賠償とかは書いてあります。しかし、放置責任はですね、例えばですね、わしはもう今日どうしてもできんようになったと、やめましたと、次の人を検討するまでに今までやった分については、それは補償されますと、損害賠償も取りますよということはあるんでしょうが。その間に、空間になったところに向けて一番迷惑をしているのはやっぱり市民です。そういうことは、わしこれ見た限りではないようなんで、どこにそれが書いてあるのかということがちょっとお聞きしたかったんです。

もう一つですね、この中に選定委員会というものがあつたんですが、この選定委員会というのはどういう構成で委員会を開いて、当然、市の方でやられるわけですから、市の職員がなってやられるんでしょうが、そこらがちょっと分かりませんでしたので、お尋ねします。

副議長（上田 正君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず、途中で権利・義務放棄された場合どうするかということですが、それは想定として考えるべき問題だと思いますが、そういったことをなくするために、一番後ろにありますこの選定基準あたりで受託するにふさわしい人がどうかというのを、先ほど質問がありました選定委員会の方で審議しなくてはいけないと。その選定委員会の委員でございますが、委員長に津山助役、副委員長に私がならさせてもらっております。委員として収入役の山西収入役さん、それから正井教育長と、それから関係の部長として出口産業部長と吉田福祉保健部長、この 6 人ですが、これを委員として指定をしており、事務局として、総務部財政課長 徳永課長を事務局長とし、係長に川野上君をしてこの事務の執行を円滑にするようにしておるところでございます。

副議長（上田 正君） 3 番 前田議員。

3 番（前田鎮夫君） もう 1 点教えてください。

市の方で指定管理者をつくって、そこへ業務委託されますね。そこで、市の方の意識言いますかね、思ったより他の方法で管理されとんじゃないかというようなことがあつたときにですね、当然これは解約できると書いてあるんですが、そこらを手続がいるのかという問題が一つと、それから、定期的にこの施設を監督言いますか、市の方で管理・監督されるというシステムというものがあるのかどうか。

副議長（上田 正君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず、これは民法にあります信義則に基づいて契約をするものでございますので、そこらのところはまず基本的な部分を踏んでやっていけば、

特段の定めは必要ではなかろうかと思っておるところでございます。

それから、定期的な監査につきましても、もとは公の施設でございますので、担当の部課長をして取り立てのものを求めたり、そして必要であれば調査権限も発動するというのが一般的なものの考え方ではなかろうかというふうに理解しております。

副議長（上田 正君） 3番 前田議員。

3番（前田鎮夫君） それでいいんじゃないかと思いますが、ただ、管理を受けるときはみなまじめなんですよ、一生懸命やろうと思って、やらせてくださいと言うんですよ、ところが実施する段階がくると、実際にひとり歩きすることもあるし、そうもいかんよというようなことがありますので、ある程度は、義務を履行する確認の意味です、ある程度、市の方として圧力というわけじゃないんですが、例えば、公正証書をつくって、責任を持たせるとか、そういったことを考えときませんとね、これは途中で放られたらです、一番迷惑受けるのは市民なんです。その市民に迷惑が及ばさん意味で、通常でそういう契約書の方へある程度、力をかけるということも必要ではないかと思っておりますので、これはいかがですか。

副議長（上田 正君） 津山助役。

助役（津山直登君） 指定管理者制度を設けましても、公の施設の設置・管理主体はあくまでも市でございます。その管理を、この場合では委任という形になりますが、かなり権限は移譲するにしても、最終的な責任は市にあるわけございまして、そのために場合によりましては、先ほど議員ご指摘のような懸念が生じる場合には、指定の取り消し等も含めまして、できるようになっておりますので、おっしゃいましたようなことも含めまして、適正な管理を図ってまいりたいというふうに考えております。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

15番 新家議員。

15番（新家勇二君） このたび指定管理者制度の導入がされたわけでございますが、施設によって選定の理由いうんですかね、それが公募で対応したもの及び今後公募をするようになっているわけでございますが、そのときに公募をする上においてでも、施設によっていろいろ資格なり、許可なりが必要になってくるとは思うんですが、そのらの詳細をある程度しておかないと、今後、公募に募集される企業なり、団体なりにおいても、いろいろこのたび、福祉施設等このまま公募をせずにやってはございますが、他市の場合にはいきなりいろんな団体も募集してやっとなるようなところもありますんで、それぞれ期限が切られておりますが、それぞれの施設においてはどういう状況であれば募集できますよとかいうのを、早急に整備する必要があるのではないかとはい思うんですが、その辺のところはどういうふうに今後の計画等、わかる範囲で答えていただければと思うんですが。

副議長（上田 正君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） この資料2の15ページにありますように、引き続き施設ごとに指定管理者導入の適否を検討するということを前提に、今言いましたように、許認可とか、ライセンスの問題もありますので、そういったことをこれから精査しながら、一定の期間ありますね、1年何カ月でありますとか、4年7カ月後から出てくる議

案なんです、それぐらいのところ、こういう特にハード部分ですが、そんなものを組み合わせながら、必要であれば公募したりして、今、助役が言いましたように、もともとは公の施設でございますので、遺漏のないように努めたいというふうに考えております。

副議長（上田 正君） 15番 新家議員。

15番（新家勇二君） 大体意味はわかったんでございますが、ある程度の能力・知識があるような会社の場合でも、1つの資格がない場合で、これに当てはまらんとかというようなケースがあるんで、やっぱり資格とるのでも、車の免許みたいに毎日試験があるわけじゃないので、年に1回しかないとかというような試験の場合、講習会等もありますんで、やっぱりある程度、前もって情報がわかってないと、なかなかできないケースが発生してきますんで、早め、早めの態勢を整えていただければと要望して終わります。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

11番 山本議員。

11番（山本一也君） このまちでは今年から始まるわけですが、他のところでこんな問題があるわけです。指定管理料の問題ですね。それを交付した、そして何年か続ける間に、赤字のところ、黒字になってきた、黒字になったところで、他社がその管理指定を受けたいという申し込みがあって、無料でいいからわしに使わせえということが他のまちには何件もあるわけです。このような場合にどのようにしますか。

指定管理料を出すじゃないですか、管理者に、もともと赤字のところ、そうして仮に私が受けて、努力をして黒字になりだした、そうしたときに隣の浜西さんが、私は管理料はいらぬから、私に今度やらせいような場合が起きたときには、どのような政策があるのか。

副議長（上田 正君） 津山助役。

助役（津山直登君） まだ具体の取り扱いについて、選定委員会も先ほど言いましたようにできたばかりで、公募も今回見送っておりますので、具体的な検討をしているわけではございませんけれども、一応、指定期間というのがございます。その間に、今おっしゃいましたように、民間の知恵と努力によりまして、黒字化するというのは非常にもともとこの制度が望んでおるところでございます。結局、指定期間が済みまして、するとまた新たな公募を行います。そのときに、じゃあ今の実績を考慮するかどうかといったようなことの問題になるのではないかなと思います。単に良くなったからまた新たに会社にいくというようなことにはなかなかならんのかなとは思いますが、しかしそうは言っても、その段階でもやっぱり一応、競争でございますので、いろいろな諸条件を考慮して最終的には指名業者を選定をするということになるかと思っております。

副議長（上田 正君） 11番 山本議員。

11番（山本一也君） そういう前例があるということは十分承知の上で、今後の策定について検討願いたいと思います。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これより、「議案第65号 江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。  
よって、「議案第65号 江田島市自立支援型グループホーム設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第66号

副議長(上田 正君) 日程第12「議案第66号 平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第66号 平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

公の施設の管理について、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当該施設について、直営の施設として管理するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

副議長(上田 正君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) 「平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例」でございます。議案第65号で審議いただきました8つの条例、116施設以外の施設に係る20の条例、272施設について、この議案第66号では、直営とするために関係する条文を改正しようとするものでございます。

先ほどの関係資料第2の指定管理者制度の導入・運用についての15ページをお願いいたします。

現在、管理委託しております123施設のうち、直営による施設7施設でございます。真ん中にある分ですね。それから、一番右端にあります直営による管理265施設、これの合計が272施設で、全部の管理の委託部分につきまして、地方自治法の改正によ

り管理委託制度がとれなくなったことにより、直営とする必要があるので、管理委託の字句を削除するものでございます。

議案書の方の104ページから108ページまで、新旧対照表を100ページから103ページまで条例の改正分を記述しております。

103ページの附則でございます。この条例は平成18年9月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わります。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第66号 平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第66号 平塩記念郷土館設置及び管理条例等の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第67号

副議長（上田 正君） 日程第13「議案第67号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第67号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案」でございます。

切串ふれあい公園整備工事が完成したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたこと等による規定の整備に伴います。現行条例の一部を改正する必要があるので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

副議長（上田 正君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第67号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ご説明いたします。

提案理由でございます。切串ふれあい公園整備工事が完成したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されたこと等による規定の整備に伴い、この一部改正につきましては、先ほど議案第66号と同様に、公の施設の管理について直営とすることの趣旨でございます。このことについて、条例の一部を改正する必要があるので、議会の議決を求めるものでございます。

112ページ、新旧対照表をご覧ください。

まず、下の別表第1でございます。切串ふれあい公園、下段の方にございますけれども、切串ふれあい公園、これが完成したことに伴い、これを追加するものでございます。

その他、アンダーラインを、下線を引いております公園につきましては、位置の表示をより適切なものに改めたものでございます。

それと、対照表の上部、第27条でございます。現行、管理の委託、それにつきまして先ほどの議案第66号と同様に削除するものでございます。

110ページへお戻りください。

江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例としまして、第27条を削除し、別表1を次のように定めるということで、市立公園を22施設掲載するものでございます。

111ページでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第67号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第67号 江田島市立公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 6 8 号

副議長（上田 正君） 日程第 1 4 「議案第 6 8 号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第 6 8 号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案」でございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が、平成 1 8 年 3 月 2 7 日に公布をされ、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴います現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によります議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、小跡消防長をして説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

副議長（上田 正君） 小跡消防長。

消防長（小跡孝廣君） それでは、「議案第 6 8 号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」説明させていただきます。

1 1 4 ページをお開きください。

このたびの改正内容につきましては、消防団員の処遇改善を図るための退職報償金の一部を引き上げるものでございます。この改正部分につきましては、議案書の 1 1 6 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。

この 1 1 6 ページに記載しております左の表は改正案で右が現行でございます。今回の改正は、中堅層の分団長・副分団長・分団部長及び班長の階級にある者で、勤務年数が 1 0 年以上から 2 5 年未満のアンダーラインで示している 9 区分について、それぞれ一律 2 千円を引き上げるものでございます。

次に、1 1 4 ページにお戻りください。

附則でございますが、第 1 項といたしまして、この条例の施行日は公布の日とし、第 2 項では、本年 4 月にさかのぼって適用する場合の経過措置を定めたものでございます。

また、第 3 項につきましては、内払いに関する規定を定めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

3 番 前田議員。

3 番（前田鎮夫君） これ関連した質問になるかどうかわかりませんが、まず、今、消防団員の定数が条例で定められているんですね。団員が全部満たされているのか

どうかということが1点でございます。ボランティアで一生懸命やっていただいておりますので、これが全員、定数どおりにカバーできておるのかどうか。

もう1点、消防団員さんも本当、若い方もおられるし、かなり年配の方もおられるわけですが、それで消防団員さんについては、ある程度、年齢について、何か基準を設けておられるのか、それが1つ。

副議長（上田 正君） 小跡消防長。

消防長（小跡孝廣君） お答えいたします。

2点ほど、定員に対する団員数、さらには消防団員の定年制等々あったように思います。これにつきましては、現在、消防団員の定数につきましては、条例定数が647名でございます。そして、実員でございますが、これが638名、いわゆるパーセンテージにいたしまして、94.36%の充足率でございます。したがって、若干の定員を割っておるという状況でございます。

また、年齢等ではございますが、現在、消防団の条例等につきましては、年齢制限は設けておりません。他都市におきましては、消防団員の定年制を階級ごとに設置をしているところもございます。これらにつきましては、本年度、消防団員の活性化等に関する検討委員会を今月立ち上げたところでございます。これに基づきまして、この1年間を通して、消防団員を主とした構成員として、消防団員の活性化等に関する検討をして、その検討項目の中にも、そういった定年制等の話も出てくるやもわかりませんので、前向きに検討していきたいというように考えております。

以上でございます。

副議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、「議案第68号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第68号 江田島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第69号

副議長（上田 正君） 日程第15「議案第69号 江田島市消防屯所等使用料条



例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第69号 江田島市消防屯所等使用料条例の一部を改正する条例案」でございます。

消防本部の組織改編によります消防防災室を廃止したことに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、小跡消防長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

副議長（上田 正君） 小跡消防長。

消防長（小跡孝廣君） 「議案第69号 江田島市消防屯所等使用料条例の一部を改正する条例案について」ご説明を申し上げます。

まず、はじめに、本条例案は本来なら4月1日から施行すべき議案でございましたが、議案提出が遅れまことに申しわけございませんでした。今後このようなことがないように十分留意いたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、119ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、左の表が改正案で右が現行でございます。この中の右側の現行の第3条の中段、アンダーラインの部分、（消防防災室）を削除するものでございます。

次に、118ページに戻っていただきたいと思えます。

附則でございますが、18年度、本年度に入りまして、現在まで実態はございませんので、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、よろしく願いいたします。

副議長（上田 正君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第69号 江田島市消防屯所等使用料条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第69号 江田島市消防屯所等使用料条例の一部を改正する条例案

について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時44分)

(再開 15時02分)

[議長、議長席に復する]

議長(田中達美君) 休憩を解いて会議を続けます。

引き続き議案の審議を行います。

#### 日程第16 議案第70号

議長(田中達美君) 日程第16「議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。1、2、3とそれぞれ別紙のとおりでございます。

内容につきましては、出口産業部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

議長(田中達美君) 出口産業部長。

産業部長(出口節雄君) 説明の前に、先ほどの議案第61号で、山木議員の質問に一部答弁をしておりますので、ここで答弁させていただきます。

質問はオートキャンプ場が計画しておったがどうなったかということでございますが、オートキャンプ場は、当初、確か計画されておりましたが、使用料を徴収するので事業認定が受けられないということで、この事業から削除されたことでございます。ご迷惑をかけました。

それでは、議案第70号の説明を行います。本議案は本市所有の388施設のうち、現在、委託管理しております116施設について、非公募の方法により指定管理者を指定したいので提案したものでございます。

別添資料2の指定管理者制度の導入・運用についての5ページをお開き願いたいと存じます。

4指定管理者の募集の(1)指定管理者の募集についての考え方を説明しております。

募集にあたっては、事業者等の幅広い参入の機会を確保するため、原則として公募するとしており、指定管理者は公募が原則となっておりますが、ただし、施設の性格や設置目的等により、「公募」になじまないなど合理的で特別な事情がある場合は、「市

が申請者を指名する」などの方法によるものとするという定めによりまして、公募になじまない特別な理由があるものについては、市が申請者を指名することができることとなっております。

指名する場合の基準としては、次の黒色の四角の非公募で特定の団体等を指名する場合の基準の「ア」現在管理委託している公共的団体等を指名する場合の「ア」から「オ」までと、次の「イ・ウ・エ」に該当する場合があります。

また、公募しないで指名することができる団体としては、次の欄の黒色の四角の公募せずに特定の団体等を指名することができる団体として「ア」の市が出資している法人、「イ」の公共団体、「ウ」の公共的団体、「オ」の市長が特に必要と認める団体などでございます。

これらに該当する場合は、非公募で市が申請者を指名することができますので、今回はこのような定めによりまして、市が申請者を指定し、指定管理者として提案した次第であります。

また、もう一つの非公募とした考えとしては、合併して間もないこともあり、公募することで果たして財政の節減に即つがるのか、あるいは施設の管理がうまくいくのかなどの問いを検討した結果、非公募として、現委託管理者を申請者ですることがベストであると考え提案したところでございます。

指定期間につきましては、今後の経営状況、収益性でございますが、これを見る必要のある施設には、1年7カ月といたします。また、業務内容が公募になじまない、専門性のある知識を有する福祉施設や、あるいは漁船、水産関係の施設などにつきましては、4年7カ月としたところでございます。

以上により、議案の121ページから127ページの記載の施設について、非公募により指定管理者として指名をしたいため提案した次第でございます。

それでは、提案しております公の施設の指定管理者の指定について、公の施設の名称・指定管理者・指定の期間についてご説明いたしますので、121ページをお開きください。

公の施設の名称1「江田島市自立支援型グループホームやすらぎ」、指定管理者は（社会福祉法人）江田島市社会福祉協議会、指定期間は平成18年9月1日から平成23年3月31日。

公の施設の名称2「江田島市シルバーワークプラザ」は、指定管理者は（社団法人）江田島市シルバー人材センター、指定期間は1に同じでございます。

次の3の公の施設の名称「サンビーチおきみ」、4「江田島市やすらぎ交流農園」、5「入鹿海浜施設」、この3施設につきましては、指定管理者は（有限会社）おきみウエストマリン、指定期間は平成18年9月1日から平成20年3月31日まででございます。

公の施設の名称6番「入鹿海浜環境活用施設」と7の「入鹿多目的公園」につきましては、指定管理者は沖漁業協同組合、指定期間は平成18年9月1日から平成23年3月31日まででございます。

それから、公の施設の名称8番「長浜海浜施設」、指定管理者は大柿町漁業協同組

合、指定期間は6、7に同じでございます。

公の施設の名称9番「切串シーサイドハウス」、指定管理者は切串漁業協同組合、指定期間は8に同じでございます。

次のページをお開きください。

これからは水産業振興施設でございます。

公の施設10-1の9施設につきましては、指定管理者は東江漁業協同組合、指定期間は平成18年9月1日から平成23年3月31日まででございます。

以下、126ページまでの施設の期間につきましては、同じ指定期間でございますので、これからの説明は省略させていただきます。

公の施設の名称で10-2、5施設でございますが、これは、指定管理者は切串漁業協同組合、次のページをお開きください。公の施設名称10-3の8施設は、指定管理者は江田島漁業協同組合、公の施設の名称の10-4につきましては、次のページの26まで、指定管理者は鹿川漁業協同組合、それから、公の施設の名称の10-5につきましては、7施設が内能美漁業協同組合、10-6の施設につきましては、指定管理者は三高漁業協同組合、これは20施設でございます。

125ページの下の方にありますが、公の施設の名称10-7につきましては、4施設、指定管理者は美能漁業協同組合、10-8の施設でございますが、この2施設の指定管理者は沖漁業協同組合でございます。

続いて、126ページになります。公の施設の名称の10-9でございますが、この5施設は指定管理者は深江漁業協同組合、10-10につきましては、10施設、指定管理者は大原漁業協同組合でございます。10-11の施設につきましては、9施設でございますが、指定管理者は大柿町漁業協同組合

127ページをお開きください。

公の施設の名称11番「江田島市ふるさと交流館」、指定管理者は江田島市観光協会、指定期間は平成18年9月1日から、平成20年3月31日まででございます。

最後の公の施設の名称12でございますが、「江田島市海辺の新鮮市場」、指定管理者は江田島漁業協同組合、指定期間は11番に同じでございます。

そのほか、別添えの資料1で、これは表題は指定管理者（候補者）の選定資料でございますが、ただいま説明いたしました116施設ごとの公の施設の概要、指定団体の概要、それから、指定管理者の業務の範囲・指定期間・理由などを記載しております。

なお、今回提案しておりません施設は、引き続き検討を行い、指定管理者の導入の適否を検討いたします。

以上で、「議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について」の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（田中達美君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） これおかしいところがあるよ。選定基準見てもらえばよう

わかるんじゃが、経営状況が安定しているところよね。あるところでは、財務諸表を見させてもらえばわかるんです、かなりの赤字になっている。安定してないよね、これ経営が。そういったところを指定管理者にするのはおかしいんじゃないか。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 確かに経営状況の悪い施設もございます。これにつきましては、経営状況が悪いことによりまして、現在、経営改善を行っていくべき改善の診断をしております。そういったことをまず見定めまして、今後どうするかということを決め兼ねてございますが、とりあえずは予定では1年7カ月でございますが、その期間を指定管理者として、していきたいと思っております。

議長（田中達美君） 山木議員。

17番（山木信勝君） 2年間でどのようになるかを決めるということでありまして、その先はね。市長さん、そんなことでいいんですかいね。直ちにこれは、かえるような方策をとる方がいいんじゃないかと思うんですけど。前年度と比べると2千何百万も損している。累計でも3千何百万、借り入れも1,700万円ぐらいありますよね。これ全部、市の方へも損失もかぶらないけんってくるんでしょ。お伺いします。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 破綻した場合の市の責任ということになります。これは破綻した場合は、出資金が入ってこない、そういうのが通説でございます。一応、出資金160万円は返ってこない。この分を市がかぶるということになります。

議長（田中達美君） 山木議員。

17番（山木信勝君） 160万円だけでよろしいんですかね。あとの53.3%あるわけですからね、あとの損失で出た分を見るようになるんじゃないですか。借り入れもある。

議長（田中達美君） 先ほど、副議長が質問3回で念を押しておりますので、山木議員さん、ほかにあったら一遍で質問を。まず今のが1点、ほかにないかということで1点。

17番（山木信勝君） 指定管理料ですかね、全体にわたっての。この管理料の算定の仕方ですか、決め方お伺いします。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 1点目の被害は160万円がいいのか、そのほかに何かあるのじゃないかというようなことでございます。これは、もしのとき、多額の負債があるわけございまして、この点については、顧問弁護士さんもおられますので、そこら辺と協議させていただきまして、対応したいと存じます。

それから、委託料の決め方ですね、中には無料のところもあります。あるいは80万円も、80万円は確か大柿町漁協関係の長浜海岸だったと思います。あるいは入鹿の海岸については200万円ということで、これには過去の重機とか、あるいはこれに携わりました人的なもの、そしてごみの処理費用ですか、そういうものを勘案いたしまして決めております。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

越野議員。

1 番（越野哲也君） 今の指定管理料のことなんですけれども、今の江田島市ふるさと交流館に525万円出てますけど、これについてちょっと説明していただきたいんですが。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） この525万円は人件費でございまして、専務理事が1人と、それから、女性の職員がおりますが、この方の人件費でございます。

議長（田中達美君） 越野議員。

1 番（越野哲也君） 人件費なんかも見なくてはいけないんですか。ほかのところの人件費とかいうのもすべて入っているんでしょうか。

議長（田中達美君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（吉田 茂君） 1 番の江田島市の自立支援型グループホームやすらぎにつきましても、4 名の人件費が入っております。

議長（田中達美君） 前田議員。

3 番（前田鎮夫君） この件、先ほど山木議員が言われましたように、全く私も一番心配したのが破産でした。これ途中で破綻されますと、市へ直接に影響が起こってくるんじゃないかということが一番心配したんです。万一あったときには、それはどうやって損害賠償するだけじゃどうにもなりませんと、やっぱりこれは前もってそういう補償できるから契約したと、例えば必ず保険に入らせるとかいうように、そういう手だてがいるんじゃないかということをしちょっと心配しとったわけですが、ちょっとここで、質問をさせていただきますが、それぞれですね、今これ公の施設と指定管理者が出ておりますが、それぞれ専門的なものは特に漁業組合さんなんかですね、ほかの人が管理しようと思ってもできんと思うんです。かなり専門的なものでございますので、これはもう指定してやらざるをえんじゃないかと思いますが、これ今までの施設の中で、実際に市の職員でどの程度管理してきたのか、これがまず第1点と。

もうこれで指定管理すればですね、当然、指定管理者の方に仕事はいくわけでしょうが、市の方の職員が今までどのようにしてかかわってきたのか、それをまず聞きたいと思います。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） 水産施設につきましては、ほとんど組合の方で行っていただいております。

議長（田中達美君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（吉田 茂君） 福祉関係部門の1番と2番につきましては、全部委託でございます。全部委託をお願いしております。市の職員は建物の全体的な維持管理は市の職員がしておりますが、そのほかは委託契約で管理をしております。

議長（田中達美君） 前田議員。

3 番（前田鎮夫君） それと、先ほどからこのもらいました表の中に、この施設に該当するかどうかわからんですが、19ページに個別法における管理運営等に関する規定というのがあるんですよ。その類型、  
、  
の中へ下の段に学校は類型で、

これは公共施設の管理者を国・地方公共団体に限定しているものというように書いてありますね。一番最後に港湾施設については、類型 なったわけですが、今この規定になっているものは類型で言うとどれに該当しますか。 ですか ですか。それちょっとお尋ねしたいんです。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） お尋ねの件でございますが、私は類型 で該当するものという認識であります。それは、公共施設等の管理者を原則として、地方公共団体としながらも民間事業者の設置管理も認めるものということで、幾分、ふるさと交流館でありますとか、漁協へ委託しておりますとか、ケース・バイ・ケースでございますが、主には市が原則管理をするということで管理委託をこういった公共的団体に委託してあるという考え方をしていただければ、おのずからこの類型は となるものというふうに考えていただきたいと思えます。

議長（田中達美君） 前田議員。

3番（前田鎮夫君） それでしたら最後の質問になりますが、もうそれは でもでもいいんですが、 の方を積極的にこれだけ指定管理者をつくられることは、将来にわたって、やっぱり市が積極的に指定管理者を入れていかれるんだというように認識せざるを得んと思えます、まずは。となりますと、先ほどちょっと質問させてもらいましたが、余りそういうところをどんどんいきますと、市の方の施設はほとんど業務委託で管理するようになるんじゃないかと思うんですよ。大事なところは ということになるんでしょうが、それ以外のものはほとんど一般の民間事業者の方へ、管理をしてもらえと、そういう認識におられるというように理解してよろしいんですか。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 極端なケースを想定してもらっては困るんですが、例えば、NPOあたりの今回は選定しておりませんが、本市においてもNPO団体はあるわけですね。そういった団体が、能美のスポーツセンターでありますとか、それから、飛渡瀬のグラウンドでありますとか、そういったものをいろんな諸条件にマッチすれば、これは可能であるということで、公の施設をすべからず民間委託というのは、ちょっと飛躍し過ぎると思うんですが、考え方の一つとして、先ほど私が言いましたように、民にできるものは民にという考えを取り入れながら、行政コストの縮減を図るということにはご理解いただきたいと思えます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

新家議員。

15番（新家勇二君） このたび指定管理者制度が募集をやっていくことになったわけですが、非公募をせずにやった業者等が、ある意味、このスタートラインにおいて、不備があった場合、トラブルがあった場合を非公募で募集した会社が事故があった場合ですよ、今後、公募していく上において、このスタートラインでの選定の仕方があまりにもラインが下がってくる、クレームが付きやすい状態になってくると思うんです。だから、その辺を今後もし公募したときですね、あそこの業者は最初公募をせずに入っていたのに、うちはなぜだめなんかとかいうクレームが起こったときにですね、

今後どういふふうに対応されていくんか、ちょっとお答え願います。

議長（田中達美君） 津山助役。

助役（津山直登君） 今回の指定管理者の導入に当たりまして、いろいろ内部的な整理を行いましたけれども、先ほど、資料で説明いたしましたように、指定管理者制度の導入をする場合、原則公募でございます。ただし、先ほど、列挙しておりますような、いろんな特例的な理由がある場合には、非公募とすることができます。特に今回の場合は制度導入ということが一つございまして、それから、本市の場合には、合併して間もない時期で、ちょうどこの法改正があったのは15年の9月でして、ちょうど合併時期に当たって、我々として態勢を整理をして、その辺の他団体の動向等を見ながら、一つ一つ三百数十の施設について整備をする間が、時間的な余裕がなかったということで、当面、いわゆる今回の自治法改正で廃止される管理委託制度という、いわゆる公共的団体であったり、第三セクターについてですね、管理しとったものについては直営化、今回の指定管理化ということで整理をされたわけです。その中で、いわゆる公共的団体、社協でありますとか、それから、今回の第三セクター、サンビーチなどのことですが、こういうものにつきましては、それぞれ特例の中でヨーイドンで公募をするのがいいのか、あるいは先ほど言いましたように、いろいろ事情がありまして、特にサンビーチなどの場合は、市としての拠点施設として今後、海生交流都市としてやる上での、拠点として、どういふふうに位置づけていくかといったようなことがまず不透明でございます。

それから、もう一つは、先ほども申し上げたんですけれども、今現在、実は経営診断等を行っております、改善計画を立てておる段階でございます。そういう意味で、いわゆる現在、今後の施設のあり方とか、運営方法を継続して検討する必要があるだろうということで、当面、いわゆる非公募という整理をさせていただきました。そういう意味で、先ほどの指定期間につきましては、将来とも多分、非公募でやるであろう漁業施設等につきましては4年7カ月、それから、1年7カ月にしているようなものにつきましては、収益性や、民間の創意工夫等が考えられるんじゃないかということで、公募を視野に入れながら1年7カ月という整理をさせていただきました。

我々といましては、そういう意味での指定管理者としての本来的な公募のスタートというのは、この次のステップというふうにとらえておりまして、その段階におきましては、先ほどご指摘がございましたように、公募の要件というものにつきましても、早い段階から広告をいたしまして、イコール、スタートラインに立たせるような形で対応してまいりたい。ただ、そうは言いますが、こういう公の施設でございますので、ある程度の実績あるものについてはですね、一方で皆さんのご理解が得られるのであれば、継続的な対応というのもあるかというふうに考えます。

議長（田中達美君） 新家議員。

15番（新家勇二君） いずれにしても、今後、公募をした場合に、やはり公募に漏れた企業等は、悪い例をもとになぜかという疑問を抱いてくると思うんです。その辺を十分、最初のスタートラインのこと等も皆さん、職員、対応される方が知識を持って対応して、標準化と言いますか、この人に聞いたらああいうこと、あの人に聞いた



らこういうことを言うと、違うケースがないように対応して、十分順調に進むようやっていただきたいと思います。

要望して終わります。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

下河内議員。

18番（下河内 泰君） ちょっと確認をしたいんですが、この資料の1の2ページに、グループホームやすらぎ、これについては、管理指定料のところ、利用者からの使用料が実は市の収入になると書いてあるんですが、そのほかの施設については、全くそういうことは記載してありません。ということは、実はほかの施設については、施設の利用料等の収入は全くないのかどうか、ちょっと確認させてください。

議長（田中達美君） 吉田福祉保健部長。

福祉保健部長（吉田 茂君） すみません、前段を聞き逃しましたので、利用料が入るかどうかというご質問でしょうか。

1番のやすらぎにつきましては、利用料ではなしに使用料で徴収いたします。約104万円ぐらいが入ってくる予定でございます。若干、入退所の関係がございますので、ぶれはございます。

それと、シルバーワークプラザにつきましては、その施設を会議等で他の団体に利用させた場合には、シルバー人材センターの方に利用料として受け取るようになります。市には入ってまいりません。市に入る場合は使用料で入ってまいります。利用料の場合は、管理委託した団体に入ることになっております。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

下河内議員。

18番（下河内 泰君） ほかの施設にはないんですかね。と言いますが、実は先ほど話のありましたふるさと交流館、ここの2階を使用したならば、使用料が多分取れるようになってしまったんじゃないかと思うんですが、このような実は個々について、使用料が取れる条文があるところがあるんじゃないかと思うんです。それがあってあれば、抜けがないように実はやっと思ってもらいたいなと思うんですが。と言うのは、ほかの施設でも多分そういうところがあるんじゃないかと思うんですよね。だから、まず一番最初に、今のグループホームで使用料を取れると、それは市に入れるんだということにするのであれば、ほかの施設を管理してもらう場合についても、同じような状況をつくっておかないと、不公平になるんじゃないかと思われるので、後でいいですから、ちょっと確認してください。

以上です。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 審議が後戻りするような、私の発言がなろうかと思うんですが、84ページのところですが、今おっしゃられたふるさと交流館の部分でございます。附則の前の行で、別表中「利用料金」を「使用料」に改めるという改正条文があります。これは今、危惧されたようなことを想定して、万一、市が直営して経営する場合に、そういったことを想定して、「利用料金」を「使用料」に改めるという読替規定

を設けたものでございますので、一応想定はしておると理解していただきたいと思いません。

議長（田中達美君） 下河内議員。

18番（下河内 泰君） ちょっと要点が違うようなんですか、私がお願いしたのは、今ここに上がった116施設の中で、そのようなものがあるのかどうかもう1回精査してください。あれば、抜けがないようにしてくださいということなんです。

以上です。

議長（田中達美君） 前田議員。

3番（前田鎮夫君） もう1点だけお願いとかになると思うんですが、指定管理者制度ができますと、今からどんどん、指定管理者が出ましたときに、例えば、先日でしたら、丸投げというのを禁じられとりましたね、第三者に丸投げ。こういう管理の丸投げというのは、これは想定しとるわけですね丸投げ、例えば私が受けて、そのまま第三者に管理をさせるというような丸投げ管理というのは想定されましたか。これはあっちゃなんという感じがしてしょうがないんですが。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） そういうケースがないように努力してまいります。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第17 議案第71号

議長（田中達美君） 日程第17「議案第71号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第71号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変

更について」でございます。

公有水面埋立竣工認可により新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりまして、次の表の左段に掲げる土地が本市の区域内に生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、当該土地を同表右欄に掲げる字の区域に編入することについて、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第71号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」ご説明いたします。

提案理由でございます。公有水面埋立竣工認可により新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、表でございますが、1番の場所は江田島市江田島町小用二丁目、これは小用港の埋立区域でございます。面積は27,763.76平方メートル。

2つ目は、江田島市大柿町柿浦字中郷、これは柿浦漁港の埋立地でございます。面積は19,566.24平方メートル。

次のページでございます。3つ目でございます。3つ目は江田島市沖美町美能字亀原、これにつきましては、道路用地の一部でございます。

それでは、3つ参考資料で説明いたします。

130ページをご覧ください。

これが小用港の埋立の土地利用計画図でございます。これがこのたび竣工認可いたしました。

次の131ページでございます。

これは柿浦漁港の埋立地で、土地利用計画図でございます。これもこのたび埋立の竣工認可したところでございます。

次の132ページ、沖美町の県道高田沖美江田島線のこれは護岸の一部でございます。これにつきましては、昭和60年以前県道工事の災害復旧工事で護岸として造成したところでございます。これにつきまして、登記ができてないところが県の方で判明しました。133ページにございますように、地番図がございますけども、この三角区域のところは道路の護岸敷きに当たるものでございまして、この区域について、新たに登記するためにこのたび議案で提案させていただいたものでございます。昭和60年のことで、過去の手続きが怠っておりますけども、今回新たに判明しましたので、このたび議案として提案させていただくことにいたしました。

説明は以上でございます。

議長（田中達美君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番(山木信勝君) 小用港開発のことでちょっとお伺いしたいんですが、平成19年度完成予定になっておるわけですが、この護岸の工事もできましたし、あとは国道とウシシ地区の造成計画ですかね、ああいうところが済んでないようですけども、19年度間に合いますか。まず、第1点お伺いいたします。

それと、今のウシシ地区の造成計画、これ第3次造成計画になると思うんですが、その辺を本当にやるんでしょうかね。もういらぬような状況だろうと思いますが伺います。

議長(田中達美君) 黒瀬土木部長。

土木建築部長(黒瀬洋二君) 2つの質問、すべて関連する事業でございますけれども、まず、小用港の埋立事業につきまして、これは道路事業計画も含めて平成19年度に完成という形で、過去、事業説明会を開催して県の方で鋭意進められているところです。市の方につきましても、旧町時代から、小用開発室を設けて、県の事業が円滑に進むように努力してまいりました。そのような事業の経過の中で、財政事情等の問題等により、事業が遅延しているのは事実でございます。そのことについては、私の方からも県の方に港湾部局・道路部局の方にいろいろ再度お願いしながら、協議しながら、事業計画がやはり検討して、遅れることは確実でございます。このことについては、近いうちにそういう事業計画、県の関係機関等も含めた事業計画を調整しまして、また議会をはじめ、地元関係者の方々にもまたお知らせする機会をつくるよう努力してまいり所存でございます。

それと、先ほどウシシ地区につきましては別の埋立計画のところでございますけども、この土地につきましても、当初の土地利用計画をそのまま計画どおり進めるのと、そこら辺につきましても、道路事情と関連した事業になりますので、県の方では国道487号事業は鋭意進めていただいております。既に江田島造船とか、東江漁協との協議にも入っておりますので、そこらにつきましても、また関連事業につきましては、その都度、事業計画の変更してまいりたいと思います。また、改めてまたそういうことは、議会の方々にもまた、ご説明する機会があると思います。

議長(田中達美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第71号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第71号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第18 議案第72号

議長（田中達美君） 日程第18「議案第72号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第72号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。この第1号は、次に定めるところによると、1条でそれぞれ追加をするもので、総額15,002,340千円としたいわけでございます。

内容につきましては、田口総務部長以下、説明を申し上げますが、主なものにつきましては、江田島中学校の建替計画に伴う設計業務委託料、あるいは小・中学校の耐震診断の業務委託料をはじめ、当面、急ぐものをお願いするものでございます。歳入につきましては、主なものとしては、前年度繰越見込み額を計上して乗り切りたいという思いでございます。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 1ページをお願いします。

「議案第72号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。平成18年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,002,340千円とするものでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとするものでございます。主なものについて説明申し上げます。

歳出の主なものは、先ほど市長が申しましたように、教育費で江田島中学校建替計画に伴う設計業務委託料と小・中学校の耐震診断の業務委託料でございます。

次に、産業部の商工費でございます。これは定住促進のための施策として、県の補助事業、補助率は42.8%でございます。補助を受けまして行うロングステイ型観光促進事業でございます。

また、福祉保健部の民生費としましては、児童の施設入所への措置分と現在借用しております県合同庁舎の維持管理費でございます。これに伴う歳入財源は国庫支出金・県支出金・繰越金、これを見込み計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（田中達美君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番(山木信勝君) 11ページの今の一番上ですが、社会福祉一般事業費で業務委託料2,473千円、これは何か県の今の福祉事務所があるところを借りているところを業務委託すると、賃貸料も払っているわけですね。しかもこれ上がるというのは、ちょっと何かおかしいような気がするんですが、まず第1点。

それから、一番下の業務委託料で3,850千円、ロングステイ型観光促進事業、これの内容の説明をお願いいたします。

それから、13ページの中学校の設計委託料ですが、これも当初予算に組み込まれたと思うんじゃがね、小学校の耐震設計ですかね、これも今頃になってどしたんかお伺いします。

議長(田中達美君) 吉田福祉保健部長。

福祉保健部長(吉田茂君) 11ページの業務委託料でございますが、宿直業務及び清掃業務の委託料でございます。夜間に警備員として入ってもらっております。それと、清掃、4階建てでございますが、職員もしているんですが、週に1回とか、2回入ってもらっております。清掃業務です。

議長(田中達美君) 出口産業部長。

産業部長(出口節雄君) 同じく11ページの下の方、観光振興事業でございますが、これは滞在型観光を実施すべく予算でございますが、3泊4日の予定しております。県外の方20人を江田島市に来てもらいまして、いろんな農業、あるいは海の体験をしてもらうものでございます。そのうち、業務委託料の3,850千円でございますが、これはこの滞在型観光の企画PR事業の費用でございますが、調査開発、あるいは広報活動、そういったようなものを予定しております。

議長(田中達美君) 三島教育部長。

教育部長(三島雅司君) 13ページの小学校・中学校の委託料についてでございますが、なぜ今かというご質問だったと思います。耐震診断につきましては、以前からやっていかなきゃいけないという文部科学省の方の指導がございましたけれども、このたび、今年中に耐震診断を100%にしろという通知が来ました。3月でした。その方法としましては、今までは実際に建物を調べる二次診断と、あるいは耐力度調査というものが対象になっていたと思うんですが、このたびは図面上での耐震診断と言いますか、一次診断法という診断方法がございまして、それでも耐震診断として認めますよということがございました。中学校の建設にも関係してきますけれども、耐震診断が100%のところであればですね、耐震の補強とか、あるいは改築というのは認定がなかなか難しいよというような、文部科学省の方の指導と言いますか、答申がございまして、このたびお願いするんですが、中学校の方は11月にはほぼ固まった設計金額というものが必要になってまいります。小用小学校を移転するというので、新たに配置等のやり直しということが必要になってまいりましたので、このたび増額をお願いするというのでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第72号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第1号）について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第72号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第19 議案第73号

議長（田中達美君） 日程第19「議案第73号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第73号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第1号）」でございます。内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第73号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第1号）」をご説明いたします。

第1条、平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計の補正予算は次に定めるところによる。

第2条、資本的収入及び支出の予定額の次のとおり補正するということです。

まず、資本的収入につきましては16,600千円補正しまして、補正後額が327,310千円、内容としましては企業債でございます。

支出としまして、資本的支出を16,600千円同じく補正しまして、補正後407,078千円といたしました。内容としましては償還金利子でございます。

第3条、企業債の限度額73,400千円を90,000千円に改める、同じく16,600千円増額するものでございます。

起債の目的としましては、高資本対策借換債としまして、補正後90,000千円と

するものでございます。内容としましては、過去の起債につきまして、高利で借りております、当時6.7%の起債につきまして借り換えまして、約2%の起債に借り換えるものでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前田議員。

3番（前田鎮夫君） ちょっとお尋ねしますが、借換債の資本金収入が16,600千円組んどんですが、この借換債は償還額同額を、全く同額を貸付てもらえるのか、もう一つは、もし借換債、先ほど6.7から2%ぐらい減ということですから、当然それらに対する利息というものが当然減額になるんじゃないかと思うんですが、そこら辺は当然、補正で減額になるんですか。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） この借換債につきましては、当初予算までに予算計上できませんでしたので、このたび16,600千円、ちょうどつかめましたので、今回、補正で上げさせてもらったものでございます。これにつきましては、その分、償還換えできるということで、今回この額を上げさせてもらうとります。それと、その分、利息の減額等につきましては、また改めて年度途中においてまた補正をとということになるかと思えます。今回、借換債の書類が整いましたので、これまでの分をちょっと挙げさせていただいたということでございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第73号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第1号）」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第73号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計補正予算（第1号）」については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第74号



議長（田中達美君） 日程第20「議案第74号 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第74号 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」でございます。

内容につきましては、中下企業局長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（田中達美君） 中下企業局長。

企業局長（中下清和君） それでは、江田島市水道事業会計補正予算書をお願いいたします。

「議案第74号 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算（第1号）」の説明をさせていただきます。補正の主な内容でございますが、利率7.3%以上の高金利企業債の借換60,000千円と、老朽管更新推進事業におきまして、当初30,000千円の国庫補助申請をしておりましたが、45,000千円の補助内示があったことに伴い、資本的収入の起債で30,000千円と、国庫補助金15,000千円の増額、支出といたしまして、56,800千円の工事費の追加が主なものでございます。

第1条で平成18年度江田島市水道事業会計補正予算は次に定めるところによる。

第2条、平成18年度江田島市水道事業会計予算第2条中「（4）主要な建設改良事業 配水施設整備工事333,058千円」を「（4）主要な建設改良事業 配水施設整備工事389,858千円」に改める。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第1款 水道事業費用、第2項 営業外費用で1,760千円の減額補正をさせていただくものです。これは低金利に借り換えのための利子分の減額でございます。

第4条で収入の方ですが、第1款 資本的収入、第1項 企業債で90,000千円の補正、これは先ほど申し上げました、低金利への借り換え60,000千円と建設改良費工事の増額に伴う30,000千円の起債の補正でございます。

第6項 補助金15,000千円の補正、これは補助内示の増額分でございます。

支出の方ですが、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費で56,800千円の補正、これは補助金の追加に伴う工事費の増額分でございます。

第2項 企業債償還金58,982千円の補正、これは借換債に伴うものでございます。

第7項 国庫補助金返還金714千円の補正、これは国庫補助金受け入れに対する消費税相当額分を返還するものでございます。

第5条で起債の限度額「94,000千円」を「184,000千円」に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（田中達美君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前田議員。

3番(前田鎮夫君) 法定義務があるとは思いませんけど、これ1億近い補正をされているわけですね。これ予定貸借は議会には正式にはないんですかね、これは。やっぱり1億なにがしかの金額が増えますと、予定貸借を組まれとるかということはしっかりとしかんといかん。それは別に出されんでもいいと思うんですが、やはり大きな金額でございますので、予定貸借を組まれているのかどうか、補正も組まれているのかどうか、それをちょっと。

議長(田中達美君) 中下企業局長。

企業局長(中下清和君) 一応考えております。

議長(田中達美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第74号 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)」についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「議案第74号 平成18年度江田島市水道事業会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第21 発議第2号

議長(田中達美君) 日程第21「発議第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書(案)の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

太刀掛隼則議員。

19番(太刀掛隼則君) 「発議第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書(案)の提出について」地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様

平成18年6月20日提出

提出者 江田島市議会議員 太刀掛隼則。

賛成者 江田島市議会議員 西中克弘ほか4名であります。

内容については、別紙意見書（案）のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「発議第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書（案）の提出について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

したがって、「発議第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第22 発議第3号

議長（田中達美君） 日程第22「発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書（案）の提出について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

伊藤一志議員。

23番（伊藤一志君） 「発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書（案）の提出について」説明いたします。

地方自治法第112条及び江田島市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

江田島市議会議長 田中達美様

平成18年6月20日提出

提出者 江田島市議会議員 伊藤一志。

賛成者 江田島市議会議員 西中克弘ほか4名であります。

内容については、別紙意見書（案）のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長（田中達美君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたしました。  
これより、「発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書(案)の提出について」を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)

起立多数であります。  
したがって、「発議第3号 地方の道路整備の促進に関する意見書(案)の提出について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程の追加

議長(田中達美君) お諮りいたします。  
ただいま江田島市長から「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算(第2号)」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議長(田中達美君) 暫時休憩いたします。

(休憩 16時10分)

(再開 16時22分)

休憩を解いて会議を続けます。

#### 追加日程第1 議案第75号

議長(田中達美君) 追加日程第1「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 皆さん連日お疲れのところを曲げて追加議案を上程をさせていただきました。心から厚く御礼申し上げます。

「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算(第2号)」でございます。私がかねがね江田島市に置かれております課題の大きな一つの中に、市民が都市との交

流が容易にできるような、海上・陸上含めての交通体系のあり方について、ぜひとも市民の期待に応えるべく、かねがねからそのことに邁進をしてきたところでございます。深夜便がいよいよ今月末をもって海上輸送がなくなるということ等もありまして、今回の補正をお願いをするものでございます。人口の減少に歯どめをかける、あるいは流動人口を増やす、さらにはもちろん通勤・通学者の交通の利便性も図るためには、本年度、交通環境の整備に関して、その計画を策定することにしておりますけれども、そのデータの一つに、ぜひとも今回の費用でもって、事に当たりたいという思いから5,500千円を一般会計で追加をして、総額15,007,840千円とする補正を提案申し上げるわけでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第2号）」、平成18年度江田島市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,007,840千円とするものでございます。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

内容といたしましては、追加議案として、本定例会に審議をお願いするもので、その内容は歳入歳出予算をそれぞれ5,500千円増額するもので、理由といたしましては、定住促進のための社会実験として、夜間便の運行補助金を期間・航路、限定で行うためのもので、これらのデータを先ほど市長が申しましたように、これからの市政の主要施策の一つである交通施策に生かそうとするものでございます。また、これによって、住民ニーズにもある部分応えられる可能性があるのではないかと考えるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（田中達美君） 以上をもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本議員。

11番（山本一也君） 市長おっしゃられる夜間便というのは、確かに必要であると十分認識しております。企業努力ではない、社会実験する中で、きのうの文書の中に気になる一文がありました。模索をすると、模索でなくしてね、やっぱり今後、うちの公営船で、それこそ24時間営業に進めていくための手だてだというような解釈でひとつ頑張っていたきたい、このように思っています。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

下河内議員。

15番（下河内泰君） ちょっと確認させてください。

まず、5,500千円のこれは7月から12月までの6カ月分の補助金ということでございますが、これの積算内訳、これどういうふうにされたのかというのが1つと。

それから、社会実験をやるウインロードの平成17年度の営業収入と営業経費、これがどうなっておったのか、この2つをわかれば教えてください。

議長（田中達美君） 空田企画振興課長。

企画振興課長（空田賢治君） 5,500千円の積算内訳でございますけれども、7月から社会実験を行うということですので、17年、1年前7月の実際の、今、6便で走っているところを夜の2便だけで走りますので、その2便の部分についての営業収益と18年4月現在の燃料費、それから人件費それから帰港費用等の差し引きをいたしますと1,000千円弱の赤字が出ます。これを6カ月分、数字を少し減らして5,500千円ということになっております。

それから、この運行主体のウインロードの営業収入の全体については、把握をしておりません。ただ、沖美町時代、この航路について5,000千円赤字が出ていたというようなことは聞いておりますけれども、昨今の燃料高騰で赤字額がふくらんでいるものと思っております。それから、この業者はほかの事業等、この航路以外の業務も行っておりますので、この航路自体は赤字けれども、全体としては何とか経営は成り立ってきたということだと聞いております。

以上です。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

鎌田議員。

16番（鎌田哲彰君） あくまでも反対ではありません。ただし、きのうも申し上げましたように、今の航路だけでただ社会実験というのであればですね、おのずと結果は見てくるような気がするんですよ。ですから、同じきのう私が言ったことが無理であれば、住民に対して、今こうしてデータ取りしていますよとか、そういうふうな利用を呼びかけるなり、その間、5カ月間ありますけれども、その間をぜひとも残すために、今後どの航路が24時間であるとか、真夜中便であるとか、そういったことをやる上でも、ぜひとも利用して、こうしたことを残したいという旨を住民にアピールすべきだと思うんですよ。そのための5,500千円なら納得できるんですが、なんせこの最初の文書だけを見ますと、社会実験をするがための、要するに把握をするがための5,500千円であるんなら、はなから捨てたような格好で、人数が増えるわけがないと思いますのでね、私の言ったような、例えば能美の高田・中町まで入るような航路が増設できるのであれば、実験の中にでも、そうすれば人数の把握がもっと増えたりとか、いろんなデータがとれると思います。

きのうの話、3カ月以上新設ダイヤですか、をするには3カ月以上ダイヤがかかるからまるで無理だというような答弁でしたけれども、5カ月間調べるわけですから、今すぐにでも申請をしてですね、残りの2カ月でも、もし3カ月でできるのであれば、残りの2カ月間、中町・高田へ入って、じゃあどれだけ乗ってくれるのか、そうした把握がどうしてもそのデータどりには必要になると思いますので、その努力をしていただきたい、要望して終わります。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。  
（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第2号）」  
についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第75号 平成18年度江田島市一般会計補正予算（第2号）」に  
ついては、原案のとおり可決されました。

散 会

議長（田中達美君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

皆さん大変ご苦労様でした。

（散会 16時32分）